

土 木 委 員 会 記 録

<第3号>

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月17日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成21年 3 月 17 日 火曜日
開 会 午前10時 4 分
散 会 午後 6 時54分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第20号議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第21号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第28号議案 訴えの提起について
- 4 乙第36号議案 指定管理者の指定について
- 5 乙第37号議案 指定管理者の指定について
- 6 乙第39号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 陳情平成20年第68号、同第96号の 3、同第108号の 3、同第115号、同第130号、同第133号、同第138号、同第152号、同第160号、同第183号、同第185号、同第202号の 2、陳情第11号、第18号、第20号、第24号及び第35号から第37号まで
- 8 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 當 山 眞 市 君

副委員長	照屋大河君
委員	新垣良俊君
委員	嶺井光君
委員	池間淳君
委員	新垣哲司君
委員	高嶺善伸君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君
委員	大城一馬君
委員	平良昭一君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	漢那政弘君
土木整備統括監	仲田文昭君
土木企画課長	上原兼治君
参事兼技術管理課長	比嘉和夫君
港湾課長	新垣盛勇君
都市計画・モノレール課長	儀間真明君
下水道課長	桑江良光君
建築指導課長	志村恵一郎君
住宅課長	喜屋武博行君

○當山真市委員長 ただいまから、土木委員会を開会いたします。

乙第20号議案、乙第21号議案、乙第28号議案、乙第36号議案、乙第37号議案、乙第39号議案の6件、陳情平成20年第68号外18件、所管事務調査事項及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第20号議案沖縄県2級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 乙号議案につきましては、お手元の冊子平成21年第3回沖縄県議会(その3)により、順次御説明申し上げます。

48ページをお開きください。乙第20号議案沖縄県2級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、建築士法の一部が改正されたことに伴い、2級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の登録事務を知事が指定した者に行わせる場合の手数料に関する規定を整備するものであります。

改正の内容は、知事が指定した者に行わせる場合の手数料をこれらの機関に納めさせ、その収入とし、建築士免許証の書きかえ交付及び再交付の手数料を5900円とするものであります。

また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、2級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額の適正化を図るため、2級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を1万5100円から1万6900円に変更するものであります。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行することとしております。ただし、第3条第3項の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 今度指定登録機関の設置が行われましたよね。これについてちょっと説明してください。

○志村恵一郎建築指導課長 建築士法の改正前は、1級建築士の登録事務は国土交通大臣が、2級建築士、木造建築士の登録事務及び建築士事務所の登録事務は都道府県知事が実施しております。これらの事務は基本的には裁量の余地がなく実施できるものであるために、行政以外の主体を活用するという一方で、行政の事務の効率化を図っていくことが適切であるという観点から改正をするというものでございます。

○嘉陽宗儀委員 それは説明書に書いているので読みました。その中身がわからないから、どういう構成をするのか。指定登録機関は機関としては出るけれども、人事もないといけないだろうし、だれが決めるのかもあるし、その指定登録機関についての説明がないとわからない。

○志村恵一郎建築指導課長 2級建築士及び木造建築士の事務登録は、建築士法第10条の20第1項において、都道府県知事はその指定する者に2級建築士、木造建築士の登録事務に関する事務を行わせるということが規定されておまして、そういう申請が指定登録機関となるものから申請が上がってきたときに、知事が指定するということになっております。同じく事務所登録についても、法律に定められておまして、申請が上がってきたときには知事はそれを指定していくということになります。

○嘉陽宗儀委員 新しい機関を設置するわけだから、その機関がどういう機構になるのか、人事や予算はどうなるのかというのは、議会ではちゃんと明らかにしておかないといけないと思って私は質疑をしています。この解説書に書いてあることしか読んでいないからね。私が今聞きたいことについての答弁になっていないわけだから、申請があればというけれども、その申請手続はどういう人たちがやるのかね。社団法人沖縄県建築士会に頼むのか、漠然としているから。その立ち上げまでにどういう手続が必要なのか、その適正かどうかという審査をどこがやるか、いろいろあるでしょう。この姿がわからないから、これがわかるように説明してもらえませんか。

○志村恵一郎建築指導課長 まず建築士の登録ですが、1級建築士の登録は国の業務ですから、国は社団法人日本建築士連合会というところを指定しており

ます。2級建築士及び木造建築士については県がやるわけですから、県のほうは今予定しているのは、建築士は社団法人沖縄県建築士会を予定しておりまして、事務所登録については社団法人沖縄県建築士事務所協会というところを指定するというので、その機関が今準備を進めているところです。

○嘉陽宗儀委員 そうすると母体になるのは社団法人沖縄県建築士事務所協会に基本的に頼むということになっているんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会と社団法人沖縄県建築士事務所協会、この2つです。

○嘉陽宗儀委員 それはどういう内容で協力願いを出していますか。予算や財政的な問題とか、手数料だけで維持運営できるのか、人数は何名くらいなのか、適正に建築士免許について出された場合に速やかに処理できる体制にあるのかというのがわからないから説明してください。

○志村恵一郎建築指導課長 予算は特に県でそこに予算を組んで出すということではなくて、すべて事務所登録の申請手数料でもって指定をしていくということになっております。

○嘉陽宗儀委員 例えば職員は何名配置するのか、事務所費はどうするのか、いろいろあるでしょう、立ち上げるためには。各議員の皆さん方が今度は指定登録機関が立ち上げられるぞと、事務所はどこにあるぞと、事務所には専従の職員がいるのかいないのか、その人件費はどうするのか、事務所維持費はどうするのかといろいろ細かいのがあるわけだから、今手数料だけで賄うと言うけれども、職員が多かったらしょっちゅう建築士の免許を受ける人がいるわけじゃないんだからな。賄えるかなという心配もあるし、その辺は皆さん方はちゃんと見通しを立ててこういう計画を立てているんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 すべて申請の手数料で賄っていくということになっております。

○嘉陽宗儀委員 では具体的に手数料は年間大体どのくらい収入を想定していますか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築士の登録については年間約500万円です。

○嘉陽宗儀委員 3年ぐらいの実績を説明できますか。

○志村恵一郎建築指導課長 3年分というのは今ちょっと資料としてすぐに出せる状況にございませんが、収入として大体500万円くらいございます。それで県はこの事務に関して1人で現在行っているわけですね。ですから指定をしたところについてもそれぐらいの事務量でできるものだと考えております。

○嘉陽宗儀委員 実績を見ないでこう思いますというのは、行政の手法としてはよくないですよ。事実はこちらですと、だからこういうことができますとやらないと、思うのは自由なのに。議会の議案というのはどう思うかじゃないですよ。事実はどうかというのなんだから。500万円の収入があれば人件費は幾らにして、事務所費は幾らにして、水熱光費幾らにして、これで間に合うかというのが当然出てきますよね。それを皆さんは試算も全然やっていないんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 件数を申し上げますが、建築士事務所登録申請は年間359件、その収入金額は470万円、これは平成19年度の実績でございます。それから建築士免許の登録手数料として、件数は46件、収入は78万8000円ございました。これにかかる件数がこれだけでございますので、事務のかかる費用としては十分賄っていけると考えております。

○嘉陽宗儀委員 現在、建築士に登録されているのは県全体では何名いるんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築士の数は1級建築士が2071名、2級建築士が5842名、木造建築士が6名でございます。事務所は、1級建築士、これは個人、法人ございますが、合わせて988件、2級建築士の事務所が481件、木造建築士事務所が1件でございます。

○嘉陽宗儀委員 今の数字を見ても年に359件あるんだったら、10年だけでも相当な数字になるよね。復帰後何10年たってもまだこんな数字だったらちょっと。この359件というのは毎年新たに申請が出てくるんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築士事務所登録は5年ごとに更新されていくも

のですから、年間数にすると先ほどの359件となります。それから建築士は、新たに建築士となった年に新規で登録するという方が、先ほど申しました数字の数だけいるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 新規登録が毎年359件ですか。

○志村恵一郎建築指導課長 事務所登録が359件というのは更新、新規も含めてこの数となっております。先ほどの数字は平成19年度の実績でございます。毎年大体それくらいの数です。

○嘉陽宗儀委員 事務所は5年更新でしょう。そうするとそれでもこれだけの人数は確保できるわけね。実態がよくわからないし、うまくいくかどうかわからないし、事務所費もどうするか、これだけの収入だけでは恐らく足りんのははっきりしているけど、それについては土木建築部長、今建築指導課長から聞いて釈然としないわけだな。実際うまくやっていけるかどうかという。これについてはどう対応するんですか。

○漢那政弘土木建築部長 法改正がございまして条例改正するわけですが、指定登録機関はもちろんそちらの機関のほうでしっかり内部体制を構築して申請に県に来るわけです。そうすると私どもはそれをしっかり業務が円滑に可能かどうか、そういうことを確認をして許可、指定をするということになります。私どもが新たな組織を設置するということではなくて、既存の組織の中でこういう業務に対応するような組織再生を構築してくるということになります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると新たな指定登録機関を設置するんじゃなくて、現在ある組織の中にこの業務をこなせるということですか。

○漢那政弘土木建築部長 今ある組織の中で、私どものほうに指定をしてもらいたいという申請が来たときに私どもが指定をするということなんです。全くゼロのところから新しい組織をつくるということではありませんよということです。

○嘉陽宗儀委員 指定するからには例えば複数いて指定するか、指定の基準もいろいろあるんだろうけど、今のところ既に社団法人沖縄県建築士会に皆さん

方が指定すると既存の路線で今進めるんですね。

○漢那政弘土木建築部長 今検討しているのは社団法人沖縄県建築士会でございますので、そういう体制が整えば申請が来るものだと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 社団法人沖縄県建築士会に入っていない建築士もいますか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会は建築士の免許を持っている方が加入できることが前提となっておりますが、免許を持っていても入会をしていないという方もいます。

○嘉陽宗儀委員 それは何名くらいですか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会の会員が1000名くらい入会しているのがいます。1級建築士、2級建築士、木造建築士合わせて沖縄県で登録されているのが約8000名ございます。社団法人沖縄県建築士会の数ですが、これは1級建築士、2級建築士として登録されているわけですが、会員としては約1000名。ですから約7000名が社団法人沖縄県建築士会に入っていないということになります。

○嘉陽宗儀委員 そうするとこの社団法人沖縄県建築士会というのは沖縄の建築士免許を持っている人たちの一部の団体でしかないですね。

○志村恵一郎建築指導課長 はい、約1000名で会員を募っている会でございます。

○嘉陽宗儀委員 そうすると当初から残り7000名くらいの資格を持っている皆さん方がいるけれども、それを蚊帳の外に置いて、どうしても社団法人沖縄県建築士会に今登録されている皆さん方のほうに無条件な募集をする格好になるんですか。この人たちにも広く呼びかけて、社団法人沖縄県建築士会が団体をつくってやるのか、いろいろ方法があると思うんだけど、そういうのはあくまで社団法人沖縄県建築士会ありきの今度の受付ですか。

○志村恵一郎建築指導課長 現在は社団法人沖縄県建築士会のほうでこれの指定を受けるということで準備を進めていると聞いております。

○嘉陽宗儀委員 僕が言うのは、建築士免許を持っているのが8000名いて、そのうち1000名は社団法人沖縄県建築士会に入っていて、残り7000名は非会員、入っていないわけでしょう。しかしこれは大きな勢力だよ。これはなぜこんなに多くの建築士の皆さん方が組織されていないんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会に入会するかしないかについては、個人の見解ですので、理由についてはいろいろあるかと思いますが詳しくはわかりません。

○嘉陽宗儀委員 県としては社団法人沖縄県建築士会が県民の負託にこたえてちゃんと業務を進めていく上では、同会がきちっとやっているという、委託しなきゃならないくらいに認識しているのであれば、これに加入呼びかけは県としても指導してもおかしくないと思うんだけど、それはなぜやっていないんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 社団法人沖縄県建築士会の入会については、建築士の免許交付のときなどに、一緒に同会の事務局の方にも来てもらう。あるいは会長も来てもらって、その呼びかけなどを行ってござりまして、県も免許交付式のときに入会を呼びかけるということはしております。

○嘉陽宗儀委員 ちなみに土木建築部長はその会員ですよ。自分が会員の組織に業務を委託するという図式になりますか。

○漢那政弘土木建築部長 申請が出てきたらもちろんチェックをすることになるわけです。

○嘉陽宗儀委員 僕が疑問を持っているのは、8000名のうち7000名が加入していない、1000名しか加入していない団体に土木建築部長も入っていて、土木建築部長はその1000名の組織に申請してくれという呼びかけをするというから、公平さからいっていかななものかと思っているから聞いているんですよ。

○志村恵一郎建築指導課長 建築士法の中に、中央指定登録機関の指定というのがございます。これは国が1級建築士の免許の指定を行うときに指定する機関でござりますが、2級建築士と木造建築士もこれに準用して読みかえるとい

う規定がございますので、この条項を適用されますが、この中でちょっと読み上げますが、国土交通大臣ほかに中央指定登録指定機関の指定を受けたものがなく、かつ、前条第2項の申請が次に掲げる基準と適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならないという規定がございますので、以下3号までの規定がここでされております。

○嘉陽宗儀委員 私に対する答弁にはなっていませんが、8000名いる中で1000名、そこは通常機能しているからそこに頼むというのはわかるけど、特に土木建築部長は就任のときにもその皆さん方から推薦されて、就任のときも激励会、盛大なパーティーもやってもらってということがあるもんだから、それで今度はお返しのためにここを指定するんじゃないかという疑問があるもんだから聞いたんですよ。まあいいです。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、51ページをお開きください。乙第21号議案について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、県営住宅の入居資格に暴力団員でないこと等を定め、入居者が暴力団員であるときの明け渡しの措置を整備するとともに、一定の人数以上の18歳未満の子がいる世帯を県営住宅に優先的に入居させるため優先入居に関する規定を整備するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

池間淳委員。

○**池間淳委員** 18歳未満の子と同居しようとする者についての優先入居を考えているということで、本会議でも答弁していただいたんですが、一定の人数というのは何名。

○**漢那政弘土木建築部長** 18歳未満の子供が3名以上を考えています。

○**池間淳委員** 少子高齢化のこともありまして、子育てに非常に厳しい世の中になってきたこともあって、子供は一、二人でいいんじゃないかなという若い方々の思いがそうってきているということもあって、子育て支援のためにもぜひこの県営住宅に、多子世帯には最優先してやってもらいたいということを提言いたしました。今3名以上ということになりますが、これは新しい制度なんですよね。非常に歓迎したいと思うんですが、私は提言したのは4名だったら間違いなく入れるということ等もぜひ考えていただきたいということを提言いたしましたら、知事はぜひ検討させていただきますということですが、検討はされたんですか。2月に代表質問をやっていますから、その後の検討はどうなっているか。

○**喜屋武博行住宅課長** 多子世帯の人数の件で何名とするかということでいろいろ検討してまいりましたが、他都道府県等の子供の人数と比較して、沖縄県では3名がいいのではないかとということで結論を出したわけですが、委員がおっしゃるように、4名について特段の優先を考えるということについては検討しておりません。基本的に3名以上であれば3名、4名、5名も他の世帯に比べて2倍の優遇をするということで考えているところです。

○**池間淳委員** 優先は多子世帯だけじゃなくて別にも優先入居はやりますよね。この方々との競合というのものもあるんですか。これは別個に多子世帯の場合は抽選をしてもらえるのかどうか。

○喜屋武博行住宅課長 別枠で設けるということではございませんで、例えば高齢者の方や障害者の方、ほかに優先で実施する世帯がございますが、その中の一つとして多子世帯も対象にするということでございます。

○池間淳委員 優先入居の選定といたしますか、例えば新しい県営住宅に入る場合、何%が優先されるんですか。

○喜屋武博行住宅課長 県営住宅の去年度の空き家募集ということで募集を行いました。そのときの状況で御説明したいと思います。平成20年度の空き家募集における応募者の総数ですが5993名でございました。一般枠、優遇をされない世帯が3909名、約65%でございました。それに対しまして別枠で優遇する方々ですが、その人数が2084名で34.8%でございました。なお優遇枠の中には、先ほど申し上げましたように母子世帯、寡婦世帯あるいは身体障害者の方が含まれております。

○池間淳委員 そうじゃないんです。空き部屋であろうが県営住宅であろうが、その空き部屋の何%を優先して抽選するんですかと聞いているんです。例えば100戸あったときに100戸優先してやる場合には、一般入居はできなくなるわけですね。そのうちの何%を優先入居にするのかということですか。

○喜屋武博行住宅課長 これは最終的に応募時点で一般の方と優遇枠の方の人数が決まります。例えば空き家募集で5000名いるとしたら、先ほど申し上げたように中をチェックしまして一般世帯の方、あるいは優遇すべき高齢者、障害者等の方であるか、最初に割合が決まります。その割合で、例えば残り50戸とか100戸とか入居できる可能性の数がございますが、その割り振りを応募倍率が一般応募の場合は倍率を低くして当選確率を高くすると、その割合を決定いたします。一定の計算式がございますが、結果的にそういう割り振りを計算しまして、当選の確率でいいますと特別枠の方が2倍になるように設定するという方法をとります。

○池間淳委員 例えば去年の実績5000名で、優先入居が2000何ぼですから、約3対2くらいですね。そうすると建物の数も3対2で、この2のほうについては優先して入れるようになるという分け方をやるということですか。

○喜屋武博行住宅課長 具体的には、応募者の方が3対2の割合でいらっしゃると思いますと、建物の戸数もそのまま3対2で分けますとそれぞれ応募倍率は一緒になります。応募者の割合と住戸の割合をそのままの比率で分けますと、倍率は同じ比率になります。それで住戸は戸数を調整しまして、優先枠の方に少し多目に上げて、倍率が優先枠のほうは倍率を低くすると。結果的に当選倍率を上げるという計算をいたします。

○池間淳委員 あまりわからないんですが。例えば3対2で戸数も3対2に分けて、2のほうは優先枠である。抜けた方はあとの3についても参加できるという方法でやっているのかなと僕は思ったんですよ。実際に今説明しているのは、もちろん倍率は一緒ですよ、これだけやったら。1回しか抽選できないわけですから。これが漏れた方が、この率には優先入居した方が入れる。これから漏れた方は一般の者にも抽選できるということかなと思っていたんですが、そうじゃないんですか。

○喜屋武博行住宅課長 具体的なやり方は委員がおっしゃるような方法ではございません。口頭ではなかなか難しいかもしれません。後ほど計算式をお示しするというところでよろしいでしょうか。

○當山眞市委員長 休憩します。

(休憩中に、住宅課長から抽選方法について補足説明が行われた。)

○當山眞市委員長 再開します。

池間淳委員。

○池間淳委員 優先、優先と言われているけれども、実際に優先された方々が入居できないというのもこれまでずっと皆さん経験されていると思う。僕もそうなるんじゃないかなと思っていたので、休憩中の説明でそうならないということがわかりましたので、やっぱり優先される方はきちっと入れるというシステムをつくってもらいたいと思うんですがいかがですか。

○漢那政弘土木建築部長 確かに従前は今おっしゃるように抽選の確率が2倍になるように2個入れたりしまして、そうすると確率は2倍になるわけですね、一般の方に比べると。統計上は確かに2倍になるはずなんですが、実際は委員

がおっしゃるように必ずしも優先枠の方が2倍にならない。いわゆる弱者の方々が必ずしも結果として2倍にならないという現実が実態としてあるわけです。したがって県営住宅としましては、応募の状況、シェアがありますね、それによって生活弱者のほうは2倍になるような戸数をあらかじめ配分してセットするというものですから、委員がおっしゃるように……。

○池間淳委員 いや、住宅課長はそうじゃないと言っているんですよ。だからそうやってもらいたいとお願いしているんですよ。答弁したとおりですよ。やってくださいよ。

○漢那政弘土木建築部長 ということでそれを改めて委員がおっしゃるように、県営住宅の募集に関しては確実にそういう世帯が入れるような、もちろん案分ですが、今の場合だと3対2ですが、2のほうは2倍になるわけで、概数で3対4になっちゃうわけですね。そういうふうに確実に入居できるスタイルを今とっておりますよということです。

○池間淳委員 住宅課長、そうですか。今土木建築部長がおっしゃったとおりなら僕も理解して、ぜひそういうことでやってもらいたい。ひとつよろしくお願いします。

○喜屋武博行住宅課長 今土木建築部長がおっしゃったとおりですが、誤解のないようにちょっと補足させていただきます。今確実にと申し上げましたが、あくまで当選倍率を2倍に優遇するということでございますから、例えば優先枠の方が100%すぐ入れるということとは趣旨は異なります。そのように御理解いただきたいと思います。

○池間淳委員 100戸に200名も300名も優先入居者が申し込む場合があると思うんですが、しかし今までの方法では200名くじを引いても入れない。そういうことがないように、応募者の率でもって戸数も割って、ここには間違いなくこの率の分は入れると。そしてこれから漏れた方は一般にもくじ引きできるということをすれば、これが優先なんです。これはきちっとやっていただきたいと思います。僕が質疑しているのは、優先優先とやっているけれども、今後は新しいことが優先されるけど、どれだけ優先されるかということも聞きたかったんですよ。それは皆さん方がおっしゃったとおり、確実に優先枠内で入れるということにはぜひやっていただきたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
大城一馬委員。

○**大城一馬委員** 今回の条例改正の理由なんですが2つあるわけね。18歳未満の問題と、今池間委員が指摘したように。もう一つに暴力団員でないことを入居資格に定めると。この入居資格の審査というのはどういう形でなさるんですか。というのは、暴力団は非常に巧妙で、土木業にも参入すると。そして県や市町村の融資制度にも巧妙に参入するという形で、実態を把握するのに極めて大変だなという気がするんですが、このことについて、入居資格の審査についてどういう形でなさろうとしているのか。

○**喜屋武博行住宅課長** この件につきましては非常に慎重にやる必要があると思いますので、実は県警察のほうともいろいろ連携をとっておりまして、具体的には県警察のほうに照会を行うということを考えております。

○**大城一馬委員** 照会を行うということですが、応募者全員照会を行って、その中から審査をするということですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 確かに受付の段階で挙動等から蓋然性が高いと、一定の者を照会をするということも考えられますが、基本的には数は多数に上りますが、県警察のほうでもチェックは大丈夫だと聞いております。原則県警察のほうに照会をかけようかと考えているところでございます。

○**大城一馬委員** 沖縄県個人情報保護条例との関連はクリアできますか。

○**喜屋武博行住宅課長** この情報が県警察以外の外部に出るということではございませんので、限定的な運用でございまして、特に支障はないと考えております。

○**大城一馬委員** 現在これまでに暴力団の入居があったのか。

○**喜屋武博行住宅課長** 県警察のほうに問い合わせしましたところ、はっきりは申し上げませんが、数件の暴力団員である可能性がある者がいると聞いております。

○大城一馬委員 はっきりと申し上げないが数件いると。極めてこの条例が改正しても、なかなか実態把握ができないんじゃないかなという気がしますが、これはしっかりやってください。では今数件が暴力団員だという可能性があるということについては、この条例改正後速やかに実行するということになるのかと思うんですが、これはちゃんとできますか。

○喜屋武博行住宅課長 特に委員がおっしゃるように、問題になりますのは既存の入居者、新規入居に関しては水際で防ぐことができるということでございますが、既存の入居者をどうするか。確かに重要な点でございます。後で判明した場合ですが、住宅課サイドといたしましては、基本的にはまず収入の特定が、公営住宅の場合は収入基準が大事ですから、それが判明した場合には収入の大もとのところの信憑性がないという判断でそういう取り扱いをしまして、近傍同種、家賃の最高額を課すということをやります。この近傍同種の家賃を課すことによって退去を促すということになります。もしその上で、近隣住民に迷惑行為等があった場合には、直ちに明け渡しを求める提訴を行うという手順になるかと思えます。

○大城一馬委員 高額の家賃を設定するといっても、現に入居しているんですから、やっぱりここは救済措置じゃなくて、即明け渡し請求をやるべきじゃないですか、訴訟を。

○喜屋武博行住宅課長 非常に難しいところでございますが、現に居住している方を暴力団という理由だけで退去を求めることができるかという国の見解もございまして、現在、入居している方については、そのことだけで直ちに退去を求めるということは難しいだろうという国の見解もございまして。あわせて何らかの迷惑行為等があった場合と考えているところです。

○大城一馬委員 この条例を制定する理由がなかなか伝わらないんですが。できる方法はあるわけだよな。例えば民間でも事務所等の明け渡し提訴なんかは頻繁にあるし、現に県営住宅に暴力団を入居させないということで、この条例の改定がなされるんですから、当然現在入居している暴力団に対しても、県の今のような説明では毅然たる態度が見られないと。幾ら国がどうのこうのといっても、県営住宅の管理責任は県ですから、この条例を改正して制定するからには、それなりの覚悟が必要だと思うんですよ。どうですか、土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 今回の条例改正ですが、基本的には新規の申し込みに対してはしっかりと歯どめが効くものと思っております。今委員の御質疑の、既存の入居者につきましては、直ちに暴力団ということでもって退去ということではなくて、まず近傍同種の家賃を課す。そういうことで自主的な退去を促す。それからもちろん家賃の滞納あるいは付近住民への迷惑行為等々があった場合には、明け渡し請求をしっかりと行くと。そして損害賠償請求を行っていききたいと、しっかりと取り組んでいききたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 優先入居の件ですが、従来も優先入居のやり方は各市町村公営住宅でもやってきていますよね。大体従来の場合には1回くじを一優先入居の室数は決まっています、割合も決まっています、具体的にどう優先するんだと言ったら、さっき言ったように2枚上げてくじを引いて、当たる確率は2倍になると。従来のものはね。ところが従来経験から言うと、そういうことを信じるわけじゃないけど、くじ運が悪い人がいるんですよね。僕の知り合いでも3回くらい優先で2回くじをやっているがずっと外れているわけ。これでは決して優先入居ではないんじゃないかと。何にもない人はぱっと入っているのに。子供4名も抱えて何とかという話の場合に、くじを引くたびごとに外れているんだから、これは優先入居制度にちょっと問題あるという認識をしているんですが、そういう事例はやはりありますか。

○喜屋武博行住宅課長 従来の方ですと、トータルの枠の中で、一般の方はくじ券は1枚と。優先枠の方は2枚ということで、全体の中で抽選をしておりました。ですから委員がおっしゃるように、ある団地で、1軒だけで抽選を行いますと、券は2枚持っていたても、極論を申しますと、1人も優先者が抽選されないということも理屈上はあり得ます。ですからこれを何回も繰り返せば平均的な数字が出るんでしょうが、確率の問題ですから。ただ、その団地に応募された方については1回限りですので、非常にそういう山があっては困るということで、先ほど言いました枠方式で確実に2倍の確率になるようにという方法に改めたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 2倍に枠がふえて、確率はふえるかもしれないけど、依然と

して問題は残りますよね。一番いいのは、そういう条件のある人は全員入居すれば問題は簡単に済むんだけど、しかし応募に対して実際入居できる部屋数が決まっているわけだから、どうしてもそういうのは出てくると思うんだけど。その場合にもう一步踏み込んで、例えば1回目、2回目で通らなくて3回目にはくじ数をふやすとか、外れっ放しでさ、子供はどんどん成長して、普通の狭いアパートでは暮らせないというのがあるわけだから、その場合にはことしはだめだったけど、来年はくじを3回、4回にふえるんだったらまだ可能性はあるよと励ましもできるんだけどね。そういう事態があるわけだから、それについては今の優先枠のやり方を踏まえながらも、さらにこれまで何回か経験している場合には、無条件とは言わないけれども、しかし今言った精神にかなって、優先枠の活用という意味ではちょっと配慮、改善すべき点があるんじゃないかと思うんですがどうですか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるように、最終的には住宅の困窮度をどう判定するかという話につながるとは思います。その回数も確かに検討の余地はあろうかと思っております。

○嘉陽宗儀委員 基本的には県営住宅をもっとたくさんふやせば、前は西銘元知事の時代にはかなり大量にふやして、沖縄の場合には特別とやって、でもやらないもんだから、今ほとんどストップしているでしょう。結局民間のアパートがどんどんふえているけれども、家賃が高すぎて入れないと。最後には公営住宅となるけどここもふえない。5000名も待ちがあるというのは異常だと思うんですよ。優先枠の精神をしっかりと生かしていくために、今後県営住宅はもう増設しないという方針を検討してもらって、例えば3000名くらいでも新たな県営住宅をつくって入居できれば、この何度もくじを引いても当たらないということがなくなるわけだから、今後の方策として土木建築部長、退職前に県営住宅をふやしますと、検討してもらって、やったらどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 委員がおっしゃるように、県営住宅の建設というのは、復帰後懸命に建設をしてまいっております。現在では老朽化したもの、特に30年、35年たった古い住宅の建てかえが県営住宅の建設とっていいほどになっているわけがございます。片一方では、古いものについては団地の中で快適、場合によっては危険な住宅もございしますので、そういう入居者の安全の観点からも建てかえは優先しなければならないという状況がございまして、懸命に建てかえを実施しているところでございます。もっともっと戸数をふやし

たらということですが、沖縄振興特別措置法も平成23年度まででございますが、今その評価を検証しているところでございますので、今後そういうことが可能かどうかも含めまして、検討していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 今5000名申込者があって、これについて建てかえだけじゃなくて新規に建設して解消していくということも重要問題でしょう。これについては今後平行して、建てかえのものもやりながら、予算枠をふやして、泡瀬干潟埋立事業を削ればたくさんつくれるんだから、ここの必要なところに金を回して、困窮者を救うという、こういうことを考えるべきじゃないですか。

○漢那政弘土木建築部長 住宅は衣食住というくらい大事な生活の要素でございます、委員のおっしゃるように、もっともっと住環境をよくしなければならぬと思っております。一方、県営住宅というのは、九州でも沖縄県は2番目の管理戸数ー福岡県が一番ですーそういう意味では大変大きな県営住宅も管理している県の1つでございます。おっしゃるように、今後も建設につきましては、どのような建設が可能かどうか、懸命に検討していきたいと思っております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 今嘉陽委員が言ったように優先ですね。その中に生活保護世帯、51ページの4に、低所得者で速やかに公営住宅に入居する必要がある者というのがあるんですが、生活保護世帯というのは大体どういう状態にありますか。

○喜屋武博行住宅課長 前年度の空き家募集のときの数値で申し上げます。先ほど5993名の応募者があったと申し上げましたが、その中の優遇枠に相当する方が2084名でございました。母子世帯はその中で998世帯でございまして、優遇枠の中で占める割合は48%でございます。

○新垣良俊委員 生活保護世帯の住宅補助というのが、最高で3万800円なんです。民間でアパートを借りるのが到底無理な状態なんです。田舎でも安いほうで4万5000円とか5万円とかですよ。ですからぜひとも生活保護世帯を全部入れなさいじゃないんですが、今経済不況ですから非常に多くなっていますので、そのほうもぜひやってほしい。今嘉陽委員が言ったように、新しい

県営住宅もぜひ促進してほしいと要望します。3万800円では那覇市でも余りないですよ。県営住宅が建っているところはまちの位置的にはいいところですから、非常に人気があるんですが、3回もくじ運が悪くて入れなかったとか、生活保護世帯の中には病気で働くことができない人もいますよ。ですから生活保護世帯の40何%いるんですが、もっと入れるように住宅建築行政といいますか、それをぜひともやってほしいという要望をしたいと思います。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 県営住宅の役割を教えてください。

○**喜屋武博行住宅課長** 公営住宅が低額所得者で住宅に困窮している世帯に対して、国と県が協力して安い賃貸の住宅をつくり提供するというございですが、その中で、事業主体としては県内では沖縄県と市町村がございます。例えば市町村ですと、入居者は基本的にその市町村の方というのが多いようございます。県営住宅ですと、沖縄県内どこからでも応募できるということございまして、県営住宅の役割は、都市部を中心に、地元の市町村だけではなかなか対応が困難と、人口が集中して、そこら辺の住宅を供給するというのが基本的な役割ございます。

○**吉田勝廣委員** 今の沖縄振興特別措置法で、県営住宅を建てるときの補助率の割合を教えてください。

○**喜屋武博行住宅課長** 建物につきましては75%ございます。

○**吉田勝廣委員** 市町村はどうなっているんですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 基本的に同じ制度を使っておりますので、同一ございます。

○**吉田勝廣委員** 都市部を中心にとったけども、沖縄本島北部地域の県営住宅の割合はどうなっていますか。

○**喜屋武博行住宅課長** 沖縄本島北部地域における県営住宅の数ですが、平成

20年3月31日現在で1050戸でございます。

○吉田勝廣委員 1050戸はわかる。僕が言っているのは、他の地域と比べて今何%かと聞いているんです。全体は恐らく1万戸以上を超えるだろうから、1000戸は全体の何分の1になるの。

○喜屋武博行住宅課長 総戸数は1万7363戸でございますので、6%でございます。

○吉田勝廣委員 私たちが例えば北部振興をやるときに、人口をふやしましょうという議論をよくしたことがあります。いつも12万人から13万人の人口だったから、何とか15万人にもっていこうと。そういう考えでこの10年間やってきたけど、人口はふえない。そして県営住宅を何とか他の市町村並みにつくったほうがいいんじゃないかということも提言してきました。しかし名護市以外にほかに北部市町村の県営住宅というのはないわけね。さっき都市部という話があったんだけど、沖縄本島の他の市町村の同じ人口レベルの中でも、県営住宅を持っている地域もあるけれども、沖縄本島北部地域にはそれが無いということ。名護市以外にないわけね。その辺のアンバランスを今後どう対処していくのかということを知りたいのが1つ。それから、先ほど5000名の待機者が待っていると。これは県営住宅の需要が多い。もちろん市町村も努力して市町村住宅を建設しようとしている。しかし財政がないところもある。これを北部振興で公共工事として、本部町も大宜味村等もつくってはいるわけ、財源措置として。しかし人口減を抑えるためには、県がある程度つくってもらわないと、今通勤するでしょう、公務員であれ何であれ。だからそういうアンバランスを解消すべきではないかということを知りたいわけ。5000名も待機がいる。これからじゃあどうするんだと。沖縄振興特別措置法の75%の高率補助がある。恐らく75%で起債とかやると、自己負担はわずかで済むような形になるわけだから、そこは英断をもって、沖縄振興特別措置法があと二、三年しかないわけだから、それがもし仮に政府がノーと言った場合は、また自己負担が大きくなるので、この辺は高率補助が使える間にきちっとしておかないと、今建設業界も不況である、そういう意味での公共工事をやることによって、ある程度の雇用効果も生じてくるんじゃないかと。そういう観点からすると、もちろん沖縄本島北部地域だとは言わないけど、ある程度は英断をもって県営住宅をつくったほうがいいのではないかと、私は判断しているわけですよ。その辺土木建築部長どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 県営住宅の役割としましては、基本的には公営住宅というのは市町村事業でございますから、基本的には市町村が営々と建設していくわけでございますが、市町村だけでは手に余るといいますか、住宅難を解消できない地域、特に市街地でございますが、そういう意味で市街地、都市部において県営住宅を主に一都市部というのは広域的な意味で都市部でございますから、市町村単位で言っているわけではございません。沖縄本島北部地域に関しましては、名護市に県営住宅を建設し、しかしながら県営住宅ですから名護市民以外の方でももちろん入居できるわけでございますので、そういう意味では名護市に県営住宅を建設してきたところでございます。現在でも県営名護団地の建てかえをやっているところでございますが、委員がおっしゃるように、県営住宅は一時、40年代、大量供給というか大量建設の時代があったわけですが、今その時代の建てかえに移行している部分がございますして、建設費の大部分が建てかえにいつているという現状がございますして、大量建設した時代と同じ軒数を建てかえないといけませんので、予算が建てかえの中心となっているということでございます。

○吉田勝廣委員 県営住宅の計画、今後人口増があるのかなのか。5カ年とか3カ年計画があるでしょう。そこがないところに問題がある。あるんですか。あるんだったらつくらないということなんだよ。先ほど検討しますと言っていたが。

○喜屋武博行住宅課長 今後の県営住宅の供給計画でございますが、ベースになりますのが沖縄県の住生活基本計画ということがございまして、その中に公営住宅を今後どうするかというのがございます。ただ総数は規定してございますが、具体的な建設地につきましてはそれぞれの事業主体や年度の予算の状態と相談しながらつくっていくというのが現状でございます。

○吉田勝廣委員 後で資料を提出してもらって、今大体どれくらいふやす予定ですか。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど土木建築部長からも答弁がありましたように、全体として数はそれほどふやすことはできません。

○吉田勝廣委員 それほどじゃなくて数字で言ってくれませんか。

○喜屋武博行住宅課長 これも後ほど資料で出したいと思います。

○吉田勝廣委員 今言えないですか。5000名が待機であると。ふやすべきだということを委員が言っているわけだから、それに対して、平成21年度はこう、平成22年度はこうだよということを答弁すれば大体わかるでしょう。

○喜屋武博行住宅課長 県営住宅の場合、原則的に既存の建物を建てかえるということで考えておりまして、新規にふやすということは基本的には方針として持っておりません。

○吉田勝廣委員 それを答弁してくればいわけです。計画はあるか、ある、そうしたらふやす計画はないと。そこの5000名の県営住宅に入りたいという人にどう対処するか。それは市町村にお任せするのか、民間のアパートにお任せするのか。5000名というのは大変なことだよ。そういう方針がないと、市町村に対して5000名いるから住宅をつくってくれないかとか、民間のアパートの皆さんにつくってくださいというのか、あるいは持ち家をつくるから、持ち家については補助率がこうだから家をつくってくださいというのか、その辺の計画を聞いたかったわけです。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど申しあげましたように、県営住宅のほうはほとんどの計画が建てかえ計画になっております。ただ市町村におきましては、新規供給コースもあります。そういう意味では、各年度でいきますと新規の建設分もあるということですが、吉田委員がおっしゃるように、例えば県営の応募倍率も10倍強ですが、それを一気に解消というのはなかなか難しいと思います。実は、沖縄県の公営住宅の倍率もそうですが、全国的にも平均的に10倍ぐらいいくようで、国のほうでも大きな課題となっている状況です。

○吉田勝廣委員 私は国とかというものではなく、政策的に5000名の世帯者がいる、今後どうするかという計画をきちんとなしなとだめだと言っているわけです。もう一つは、沖縄県は失業率も一番、低所得。例えば、極端に言うと名護市地域は家賃が高い。だから人は住まないということも言える、調べたら高いんですよ、沖縄本島中部地区と比べて。先ほども4万5000円と出てきた、生活保護所帯がその家賃の補助率は幾らかかというと、新垣委員が3万8000円だと。そうすると衣食住という基本的なことからすると、やはり公立の住宅をだ

れかがどこかで作らなければ、こういうのが続いていくわけです。次の時期が越えたらまたふえるかもしれません。東京都でも同じことを繰り返しているわけです。30年前につくったアパートが、今度は子供たちが独立してよそへ移った、老人世帯になった、さあどうするかと。だから私はもっと世帯がふえると思います。逆に言うともっと需要が多くなる。県の施策というのは、もうつくりません、市町村にお任せする、民間にお任せするという方針を計画の中で書けばいいんだよ。皆さんがそれをわかっているわけだから、将来どれだけの予測をして、どうなっていくかと。この予測でもって、住宅供給があって、それから市町村の計画があるわけでしょう。しかし、沖縄振興特別措置法は切れると。この辺は無策としか言いようがない。建てかえというのは当たり前のことだから、もちろん財源に裏づけされるかもしれないけれども、建てかえはごく自然なこと。そういうことをやらないと無策じゃないかと言われても仕方がない。将来像がなかったらおもしろくないじゃないですか。

○漢那政弘土木建築部長 吉田委員がおっしゃるように、住生活基本計画は、昔でいえば委員がおっしゃるように5カ年計画、住宅建設5カ年計画を策定しまして、それで5カ年ごとに公営住宅の建設、あるいは民間住宅の建設、賃貸住宅の建設等々を計画目標に立てて実施してきたわけですが、全く計画がないということではなく、5カ年計画に基づいて建てかえ計画、修繕や改善、公営住宅も含めますが、そういうことの計画を立てて実施しているところです。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは、需要者に対して、要するに5000世帯というのは大きい。それに対してどうこたえるかなんです。建てかえは当然で自然だということです。そのための財政計画をつくらないといけないわけです。30年、40年たてば建物を壊さないといけない、建てかえないといけない、ここに財政計画があるわけでしょう、我々でもやりますよ。町営住宅が40年たって、そろそろ建てかえないといけないから、それに対して財政計画を5年で立ててどうするか。皆さんはそれが無いわけだよ。需要があるにもかかわらず、新しく建てませんというんだから。

○漢那政弘土木建築部長 今、委員のほうから5000名の応募があると、それについてどうするのかという趣旨の御質疑だと思いますが、先ほどから再三申し上げておりますように、40年代の大量公営住宅の建設の時代の建てかえに追われていると、現実にはですね。それでその建てかえに着手し、健全な団地に整備し直すというところで一生懸命やっております、現実的には新設の戸数、

新規団地の計画は今のところ持ち合わせておりません。

○吉田勝廣委員 よくわかりますよね。だから財政計画と新規の需要に応じてこういうふうにしないと、今までそれをやってこなかったわけだ。建てかえだけで。住宅計画をつくるときには需要に応じてそれをつくらないと、皆さんは市町村につくってくださいと。市町村に対しても補助金もあるでしょう、いろいろな形で。市町村も財政が苦しいからできませんと。ここは先ほど、言いたいことはわかりますよね。沖縄県は県営住宅が多いよと。恐らく政府から言われたと思うのよ。また要求すると。そこを理論的に構築してやらなければ政府と戦えないから。僕が言っているのは、高率補助がある間にやらなければ、では次はどうするんですかとなってくるから、その辺の計画はきちっとしておかないと、将来大変なことになりますよと。そこだけ言って終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 県営住宅に急遽入居するとき、例えば火災や災害、一時的にあいているときは入れますよね。措置していますよね。それ以外にもありますか。

○漢那政弘土木建築部長 目的外一時使用と呼んでいますが、その趣旨の御質疑と思いますが、雇いどめ等雇用関係で今回40戸準備をしております。

○新垣哲司委員 先ほどから質疑がある優先権とか枠を広げるとかあったんですが、例えば生活保護とか、これ以外に特別に枠を設けて、この人は入居の対象にするという枠もございますか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるのは、抽選なしで特別な事情なので空き家がある場合にそれを提供することがあるかという御質疑と思いますが、そう実施した事例はございます。例えば災害等で住宅を失ってしまった、あるいは火災等で失ってしまった非常に困っているという緊急事態の場合には、抽選なしで最優先で入ってもらえる場合はございます。

○新垣哲司委員 これは一時的ですよ。

○喜屋武博行住宅課長 基本的に緊急事態に対応するということですので、通常の公営住宅ですと入居基準等がございます。低額所得者のためというのがありますので、ただこういった被災者の場合ですと、そういったのは一切ありません。あくまでも緊急的に提供するということですのでございますので、これにつきましては原則生活が落ち着いて、再建の準備をしていただくということですので、原則期限をつけております。

○新垣哲司委員 実は、生まれてじきから難病で、2人いるんですが、働きたくてもお母さんは働けない。預かるところもない。そしてこの子の寿命も短いと。こういうことで、2回ほど特別枠で抽選しても漏れているんです。だから特別の特別ですね。こういう枠を設けることはできないか。抽選じゃなくこれはもう優先的に入れるという、こういう制度はないですか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるのは、2回抽選ということを言われましたので、優遇枠、例えば母子世帯とか障害者世帯とかありますが、そういった方々の場合は2倍の確率で、優先枠で入っていただくということだと思っておりますが、委員がおっしゃる事例も多分その枠の中の1人として応募されたんだと思います。通常の場合ですと障害者、高齢者、一定の生活弱者と呼ばれる方は、原則優遇すると。当選確率を高めるという制度をしております、先ほどの、例えば台風、水害等で被災して家もろとも失ってしまったという緊急事態とは別だと考えておまして、今のところ優先枠ということで扱っております。

○新垣哲司委員 わかりました。それ以上のことはないということですね。ただどの地点から見ても、あるいは社会的に見ても、これほど。生まれつき難病で難病で、こういうのを救ってあげるような方法はないかなと思って、抽選じゃなくて、福祉関係とも相談しながら特別にできないかなと、こういうことも今後実態調査をしながら必要ではないかと思うんですが、最後に土木建築部長の見解を聞かせてください。

○漢那政弘土木建築部長 住宅に困窮して、今おっしゃるように、緊急避難的な一時的なセーフティーネットは私どもも準備しているつもりですが、今おっしゃった身体障害者の方については、一定程度の優先はさせてもらっていますが、身体障害者の程度、程度の重いクラスのをどうするかというのは、確かに課題の一つだろうと思っております。いずれにしましてもこれは少し勉強

させていただきたいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 暴力団排除についてお聞きします。現在、暴力団追放県民会議が発足してもう20年近くなりますが、知事も議長も先頭になって取り組んでおります。ただ何で47都道府県の中で、沖縄県だけが条例改正がおくれたのか、事情を聞かせてください。

○**喜屋武博行住宅課長** 暴力団の入居について制限しお断りをするという方法については、確か2年ほど前から国のほうから大きな動きがあったように思います。その中で具体的なやり方としましては当時、1つには条例の制定の方法もあります。場合によっては入居の際の募集のしおりというのがありますが、こういった場合は入居できませんという幾つかの条件がございますが、そういう表示をする程度にとどめておいたということで、特にそういった入居のしおりでそれを知っていただくことで、当面は大丈夫じゃないかということをやっていたわけですが、やはりそれはきちんと条例化して、県の姿勢も明確にしたほうがよいという話もございまして、今回踏み切ったわけでございます。

○**高嶺善伸委員** 先行して条例化した他の都道府県に比べて、認識が甘かったということですか。

○**喜屋武博行住宅課長** もともと公営住宅の中でその発端になりましたのは、東京都の暴力団の立てこもり発砲事件がございました。確かそのときには入居者の方も巻き添えがあったと。そこら辺が出発点になっていたようでございますが、その時点では本県では特に県営住宅の中では目だったそういう事例は見受けられなかったという状況もございます。

○**高嶺善伸委員** 数件程度は入居者の中に該当する件があるというので、この扱いも含めて条例の実効性という意味では、指定管理者制度の中で非常に難しいかなという気はしていますが、皆さんの運用の仕方を教えてください。

○**喜屋武博行住宅課長** 最終的に退去していただくということを考えますと、どうしても法的な措置が必要になります。実は現在も別の要因で退去していた

だく場合には、そういった法的措置については指定管理者のみならず、直接本庁の住宅課の職員も対応している状況でございます。この場合の暴力団の退去についても、多分住宅課の職員を中心にやっていくことになると思います。

○高嶺善伸委員 暴力団員排除の件に関しては、土木建築部所管の条例ではこれ1つなのか。全庁的にこれに対応した条例の改正等が必要なのか。その辺は皆さん今回の条例改正をして、全庁的に取り組むべき条例改正など、ほかの関連はどのようにお考えですか。

○喜屋武博行住宅課長 委員がおっしゃるような、他の施設でのという意味では私どものほうでは検討しておりません。

○高嶺善伸委員 去年の暴力団追放県民会議の大会のときに、子供たちのいじめの中に、お父さんのそういう所属問題でいろいろ訴えがあったということで、子供の立場からすると大変だなという気がして、そういう問題もいろいろ今後退去や、ほかの部局の問題も含めて、子供たち、どういう取り扱いになるのか、社会的な処遇も含めて、非常に気になるところがありましたので、皆さんも今回の条例改正を契機に、今回の国土交通省の方針であるけれども、全庁的にどんな問題が今後あるのか、ひとつ経験をもとに指導性を発揮してもらいたいと要望して終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 先ほど吉田委員のほうから、県営住宅の需要はあるんじゃないかというお話があったんですが、市町村から我がほうに県営住宅を建ててもらいたいという要望はないでしょうか。

○喜屋武博行住宅課長 これまで県営住宅をつくってほしいという要望を出された市町村は6市町村ございました。

○新垣安弘委員 その市町村に対してはどのような返答をしているのでしょうか。

○喜屋武博行住宅課長 要望を出された時点が平成9年から平成15年にかけて

の要望でございました。その時点では、県としましては県営住宅の建てかえを中心として建設をやるというところで、新規建設はなかなか難しい状況だという状況がございましたので、地元の市町村で建設できるようにという考えで、直接県がその要望にこたえたということはございません。

○新垣安弘委員　ちなみにその市町村の名前を挙げてもらうことはできますか。

○喜屋武博行住宅課長　本部町、恩納村、糸満市、南大東村、宮古島市、多良間村でございました。

○新垣安弘委員　糸満市とかも入っているんですが、それ以外の離島や沖縄本島北部地域とか、県の過疎対策とかいろいろな面、観点から前向きに取り組んでもいいような気もするんですが。そこら辺は当時の時点では断っているんですが、現時点では今その市町村はどんな感じでしょうか、要望としては。その時点で断られて今はどういう状況で、今もそう思っているんでしょうか。それとも解決しているんでしょうか。

○喜屋武博行住宅課長　改めて要望をとすることは現時点では聞いておりません。

○新垣安弘委員　市町村に県営住宅ができることについての、市町村のメリット、デメリットがあるかと思うんですが、そこら辺はどういうことが予想されますか。

○喜屋武博行住宅課長　メリットといいますと、地元の事業主体にかわって建設されるわけですから、具体的に言えば財政負担、あるいは建設にかかる労力がいないということになります。デメリットと申しますと、地元の市町村から見てのデメリットということでしょうか。

○新垣安弘委員　今大きい県営住宅が本島の都市部の近隣のところにはありますよね。そういうところは、要望があってその地域に建てたのか、それとも県のほうが土地を探して、目標を決めて建てたのか。建てた後、地域におけるデメリットも発生しているのかどうか。例えば生活保護世帯の問題とか、地元における負担とか、そういうものもあるのかどうか。

○喜屋武博行住宅課長　そういうお話は特に聞いていないところです。

○新垣安弘委員　今需要があるという話は出てはいるんですが、県としては建てかえもあるんですが、今後社会情勢的に県営住宅は必要とされるのか、それとも社会情勢的にはもう要らないのか、あるいは県の財政負担の面から、これ以上は新規は無理だということで今判断されているのか、そこら辺のところを教えてくださいませんか。

○喜屋武博行住宅課長　社会情勢的にということですが、基本的に公営住宅は公営住宅法に対象とする者を定めておりまして、住宅に困窮する者という言い方をしております。一定の所得の方々を対象にするということもございます。そういうことからしますと、今の公営住宅法の趣旨や定義が変わらない限り、需要としては今後も旺盛なものがあると考えております。ただそういう基準で拾い上げた数に対して、建設を追いかけて供給していくというのは、なかなか財政的な面から100%供給するのは現実的には困難な面があるということがございます。

○當山眞市委員長　休憩いたします。

休憩　午前11時59分

再開　午後1時22分

○當山眞市委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員　2点ほど質疑をさせていただきますが、今回の条例を一部改正する条例、提案理由の中から2つあると思いますね。暴力団員と認められたときの明け渡しと、優先的に入居させることの2つですね。その中でもまず1点目の、暴力団と判明した場合の明け渡しですね。新規の申し込みの場合は、県警察と連携をとりながら、比較的可能な状況であると思いますが、既存入居者の場合は大変厳しいんじゃないかと思いますね。恐らくこの条例を提案するに至るには、ある程度既存の入居者等の中で、こういう暴力団等の関係の組織

的なものが判明しているのがあると思いますが、その辺どうでしょうか。

○喜屋武博行住宅課長 県警察からの情報によりますと、確定的なお話ではございませんでしたが、数件関係者がどうもいるらしいという話は聞いております。

○平良昭一委員 既存でも数件いるということになりますと、ほかの都道府県の中では既に施行されている状況の中で、まず判明した場合には近傍同種の家賃を課すことで、自主的な退去を促しているという状況ですが、その辺実績等、ほかの市町村の中でありませうか。

○喜屋武博行住宅課長 退去の実績については、市町村から報告は受けておりません。

○平良昭一委員 各都道府県ですよ。

○喜屋武博行住宅課長 正確な情報でなくて申しわけありませんが、先だって広島県で明け渡し請求まではいったという情報は得ております。

○平良昭一委員 既存入居者の、認定といったらおかしいですが、暴力団とかかわりがあると認定された場合に対応するために、大変厳しいような状況づくりがあると思いますが、逆に名誉毀損等で訴えられる可能性をかなり含んでいる状況があると思うんですよ。その場合当然これは県警察と連携をとりながらやりますけど、その場合に訴えられる可能性があるときには県が対応して裁判を受けなければいけない状況なんですか。

○喜屋武博行住宅課長 そういう事態になった場合には、当然県が受けることになると思います。

○平良昭一委員 かなり慎重さを期する問題であります。沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が明文化されたことに対して、明らかにこれからの入居者に対しての制限はかなり厳しいチェック機能が果たされると思うんですが、そういう面で県警察との連携がどのような状況の中でとれているのか、その辺説明願いたいんですが。

○喜屋武博行住宅課長 実は沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に当たりまして、県警察のほうとも打ち合わせをしております。沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が施行された暁にはどのような連携をとるかということで、近々協定を結ぶ予定でございます。その協定に基づいて具体的に進めていく予定でございます。

○平良昭一委員 わかりました。それと優先入居の問題ですが、18歳未満の子が3名以上ある者ということの定義が今回されたということで、大変いいことだと思いますが、当然3名以上ある者というのは低所得者という対象になると思うんですね。都市部より所得が少ないのは地方のほうに多いと私は思うんですが、先ほどの吉田委員の話の中で、県営住宅の定義について、都市部だけ中心に行っているということに関して、低所得者という観点から、県営住宅の意義に対していささか疑問を持ちますが、その辺どう思いますか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほど申しましたように、公営住宅は基本的には市町村事業でございますが、市町村だけで住宅問題が解決できない都市部地域について、県のほうで補完的に県営住宅を建設していくということでございます。主にとということございまして、地方部で県営住宅を建設していないということではないので、広域的に考えて例えば沖縄本島南部地域なら沖縄本島南部地域と考えて、対応しているところでございます。

○平良昭一委員 確かに市町村事業の中でやっていくのが筋であると思いますよ。そうであつたらなぜ、これは沖縄本島北部地域だけに限定しますが、なぜ県営住宅は名護市だけにあるのかというのは大変疑問に思いますね。均衡ある発展をするのであれば、当然その事業はほかの町村にも分配すべきであると私はと思いますが、どうお考えですか。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど市町村と県営住宅の役割ということで、県営住宅につきましては基本的に都市部あるいは市街地を中心に建設しているわけでございます。沖縄本島北部地域の場合には、当然中心地が名護市でありますので、現在のところ名護市だけに限られていると。結果的にそういう状況でございます。

○平良昭一委員 先ほど6市町村から要請があつたという中で、要請があつたんだけど全然進展していないという状況もありますよね。その辺はどう説明し

ますか。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど申し上げましたように、原則市町村のほうでつくっていただくということを考えておりました、県営住宅の場合は数量的に大きな需要があるところと考えております。先ほど申し上げましたのは、非常に戸数的には小さな戸数が多いところとございまして、考え方としまして、やはり市町村の要望があるところは独自で頑張っていたいただきたいと、そういう考え方でやっているところとございます。

○平良昭一委員 財政的に貧弱なところは、75%の裏負担分が払えなくて、計画できないわけですね、実質上。その中で市町村単位の公営住宅を、土地は自分たちで探さないと。土地の部分に関しては補助の対象から外れますよということもありますよ。その中で、これ以上建築できないという現状があり得ると思うんですね。その中で一時期、県営住宅と市町村の公営住宅の合同での建築は可能じゃないかという意見があったと思いますが、その辺これまでの経験等そういうのがあったかどうか。制度的に難しいのか。

○喜屋武博行住宅課長 一つの団地を県営、もしくは市営ということで、合同で整備をしたところは、県営では石垣市の新川団地1軒とございます。

○平良昭一委員 これは可能ということですね。

○漢那政弘土木建築部長 要するに、県の団地、まとまりとして市町村団地ということで、一つの団地にしてありますが、もちろん整備はちゃんと役割分担して区分けしてやっているということとございます。

○平良昭一委員 市町村公営住宅と県営住宅の間取り等の最低基準などの違いはあるんですか。

○喜屋武博行住宅課長 基本的に県営だから、市町村営だからということで、基準の区別はございません。公営住宅ということで一緒とございます。

○平良昭一委員 それと先ほど私が言いましたが、市町村単位の中で公営住宅をつくる場合には、土地は補助の対象にならないという話を聞いたことがありますが、その辺どうですか。

○喜屋武博行住宅課長 おっしゃるように、従来の補助金制度から現在は地域住宅交付金制度に変わっております。平成18年度を基準にこういう制度に変わっておりますが、従来は土地に対して直接的な補助金を導入することができませんでした。現在は地域住宅交付金制度になりまして、最大45%まで充当することが制度上可能でございます。

○平良昭一委員 平成18年度からは土地については45%補助の対象になり得ると理解していいですか。

○喜屋武博行住宅課長 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 ベッドタウン的な要素というのがかなりあります。沖縄本島の中部地域、南部地域、北部地域、それぞれの地点であると思うんですよ。そういう観点の中から一部を都市部だけに集中するという点に関して、大変疑問を持っている1人ではありますので、そういう機能的なものを拡充する意味でも、ある程度都市部だけというものに関しては、考え直したほうがいい時期に来ていると思うんですけど、その辺今後の考え方として県はどうお持ちですか。

○漢那政弘土木建築部長 今私ども県営住宅の建設のこれまでの方向がそういうことであったということございまして、現在は委員がおっしゃるようなニュータウン、あるいはニュー団地の計画を持ち合わせておらず、むしろ建てかえの計画が主になっているというのが現状でございます。

○平良昭一委員 ということは既存の古い県営住宅を、今後は改築していく。それが県の今の重点課題であると理解していいですか。それとも今後、数字的なものが挙げられているのは、沖縄本島北部地域の中で全体の6%しかないというものに関して、これ以上可能性としてはないのかどうか、今後の展開をお聞かせください。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど申し上げましたように、新規戸数を整備していくというのは非常に厳しい状況でございます。従来の必要な建てかえ戸数を整備していくという方針でございます。

○平良昭一委員 最後に、今回の18歳未満の子供が3名以上ということでの、知事の定める人数は3名以上となりましたが、これが将来的に18歳以上になっていくのはどんどん出てきますけど、そうなった場合に関して、毎年報告義務等もあるはずですから、それに対して家賃の値上げ等の問題は当然あるものだと思いますが、その辺最後にお聞かせ願えますか。

○喜屋武博行住宅課長 特に成人したから家賃を値上げするという事は現実的にはございません。

○平良昭一委員 ということは、入居時点で18歳未満が3名いれば優先的にやるということで、将来的には何の制約も受けないと理解していいんですか。

○喜屋武博行住宅課長 特に制約は考えておりません。

○平良昭一委員 大変疑問ですね。低所得者が優先的に入っていく原則が、このような状況の中ではおかしい状況になりませんか。

○喜屋武博行住宅課長 子供の数が3名以上が優先ということでございますが、優先的な扱いといいましても、公営住宅としての入居者でございます。したがって共通的にすべて低額所得者であることが大前提でございます。

○平良昭一委員 県営住宅だけじゃなくて、市町村の公営住宅すべてに言えることなんですよ。一たん入ってしまったら出せないという状況、この辺の年1回の報告義務等がいまいなところが多すぎる。それは県のほうでもちゃんとチェックして示して、それなりの対応をやらしてもらわないと、一たん入ってしまえばもういいんだということがありがちなところが多すぎますので、その辺に対しての対処方法をお聞かせ願います。

○喜屋武博行住宅課長 一たん入居して、収入が上がっていくと。一般的には年齢に応じて上がっていきますので、その場合には、公営住宅の家賃の制度といたしましては、その世帯の所得に応じて設定するようになっております。したがって通常ですと月収20万円以内ということで、4ランクに分けて、収入が上がっていくごとにだんだん家賃も上がっていくということでございます。なおそれでもやはり上限はございまして、政令で定める上限値の月収20万円というのがございまして、それを超えるようになりますと、退去等の勧告あるいは退

去措置を講ずることになっております。

○平良昭一委員 おっしゃるとおりですよ。制度的にはそうですよね。しかしそれ以上の所得があるにもかかわらず、滞在し続けている状況があるんですよ。それは公営住宅の中で守るべきものは守る、この辺を徹底してもらわないといけないと思っているんですよ。その辺の対応、ある程度の所得があれば、退去していけるような状況づくりが本当にありますか、やっていますか。

○喜屋武博行住宅課長 収入の超過者でございますが、その中でも実質的に努力をする範囲の収入の超過者、それから退去を求められる超過者がおりまして、県のほうでも年間数名そういう退去を求めるような、高額所得者というのが中にはいらっしゃるんですが、そういった方々に対しては一定の指導、勧告をした後、退去がなかなかはかどらない方については、法的措置を前提とした通告なりをやっているところでございます。

○平良昭一委員 最後に、一緒に住んでいる公営住宅の方々の意見として、2台も3台も車を持っていて、それもすべて高級車に乗っていると。なぜこの方々が低所得者に値するかという、かなりの声が聞こえるんですよ。普通市町村の中であれば一家に1台の駐車スペースしかないというのが普通ですよ。それが路上まであふれているような台数を持っている家族もいると。それもすべて高級車に乗っているという状況がよくあるんですよ。そういうクレームがかなりあるもんですから、その辺のチェック機能を今一度見直していけるような状況づくりは必要だと思っていますので、その辺の対処方を聞いて終わりたいと思います。

○喜屋武博行住宅課長 先ほどお話しした件と関連しますが、公営住宅の家賃を算定する際に、毎年その世帯の収入をチェックして、それに応じて家賃は算定するようになっていきます。したがって、毎年度そのときの収入の状態、申告の状態をチェックした上で設定するようになっていきます。一定のチェック方法がございまして、それに基づきチェックをしているところでございます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 次に、62ページをお開きください。乙第28号議案について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し等を求めるもので、今回の対象者は99件、105名であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 家賃に困窮している人たちの入居の問題でいえば、前回、減額免除制度をもっと積極的に活用すべしという質疑をしたんですが、今回の提訴の前にそういう努力をして、該当した人はいましたか。

○**喜屋武博行住宅課長** 今回の事例では、直接減免を適用した事例はございませんでした。

○**嘉陽宗儀委員** 皆さん方の出している説明資料を読みますと、皆さん方の減免制度適用該当者がいるんじゃないかという感じがしているので、こういう質疑をしているんですが、提訴に当たっては一人一人厳密に審査をして、減免制度に該当するかどうかチェックをした上でいなかったということですか。

○**喜屋武博行住宅課長** 基本的に減免は入居者からの申請によるものでござい

ます。こちらとしては制度を周知して、希望があって申請があればそれを検討するというところでございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の説明でも、最小ランクの家賃からさらに減額を行う、家賃減免制度もあります。これは家賃減免制度については団地内にチラシの掲示をする以外にも、滞納者の督促をする際の封筒にチラシを同封するなど、周知に努めていますという説明があるんですが、今の答弁はそうはやっていないという話でしたよね。

○喜屋武博行住宅課長 家賃の減免制度につきましては、例えば私どもが法的対象としますのは6月以上の滞納ということですが、家賃の減免制度を適用しますのは2カ月までの滞納と。それ以上の長期滞納者には、原則として減免はいたしません。その前に滞納家賃については解消していただくという指導方針で臨んでおります。

○嘉陽宗儀委員 滞納が始まったときに、法的措置をとらないためには、もちろん皆さん方は督促をやりますよね。それでも納めない場合、なぜ納めきれないのかと原因を聞いて、県にはこういう減免制度がありますからと、皆さん方なりに、それを適用したらどうかという勧めは全然していないんですね。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど申しあげましたように、法的措置に至る前の早い段階、一月もしくは二月、これから滞納が重なりそうだと、危険性があるという初期の段階で、減免制度を周知し、必要な場合は申請をしてもらうという考え方でございます。

○嘉陽宗儀委員 説明資料になかなかいいことを書いてあるなと思って僕はほめようと思って、実際にはやっていないというから困っているんだが。そういう判断をした11ケースについては法的措置の対象から除いております。実際上審査をして、これは減免制度に値するというので外したのかなと、説明文を読むとね。ところが今の住宅課長の説明ではそうはなっていないんですね。

○喜屋武博行住宅課長 11件の免除の件につきましては、例えば病気や事故、そういった特殊な要因でなかなか通常どおり家賃を納めるのが困難だということを、そういった方々は6月以上ではありますが、今回の法的措置から対象外として外しましたということでございます。

○嘉陽宗儀委員 説明を見ると弱者に対する配慮をしているのかなという感じは受けますので。ところが実際上は、十分説明もしていないし申請があればやります、みたいになっていたら、皆さん方から見て客観的に事情聴取をするわけだから、その結果新たな減免に該当すると思いますよぐらいの援助というか、これはやるべきじゃないですか。

○喜屋武博行住宅課長 繰り返しになりますが、家賃の減免につきましては基本的には長期の滞納になる前に、私どもとしてはそういう制度を紹介しているところがございます。先ほどの、今回の法的対象から除外した件につきましては、家賃の減免ではなく、今回の法的対象者から、もちろん6月以上の滞納にあるものの、特殊な厳しい状況にあるということで、法的対象者から外したということでございます。

○嘉陽宗儀委員 判決が出て、明け渡しを命ずる判決が言い渡された者について、県としては家庭状況に可能な限りの配慮を行い、必要に応じて福祉事務所と連携しながら、任意の明け渡しを求めていくと。具体的にはどういうことをやっているのですか。

○喜屋武博行住宅課長 6月以上の滞納があつて、最終的に訴訟に持ち込まれたという、その後の問題でございますが、実際に判決を受けまして、明け渡しを命ぜられたということで、明け渡しの時点で、県としてはどのようなアドバイスをしているかということでございまして、中にはなかなか明け渡しを命ぜられたものの、適当な転居先がないとかいう方も場合によってはございます。そういった場合には、福祉事務所等と連携しながら力を借りながらやっているということです。

○嘉陽宗儀委員 明け渡し判決が出るまでに和解の道を開いて、家賃を幾らかでも分納してくれとか、こういうことはやっていますよね。大体何回くらいまで認めて分納はさせているんですか。

○喜屋武博行住宅課長 滞納状況によりますが、今のところ運用として最大18カ月による分割を認めております。

○嘉陽宗儀委員 裁判の手續までしたわけですから、当然明け渡してもらわな

ければいけないんですが、ただ判決後、周囲の状況で援助などあったりすると、生活困窮者でどうしても外に出られないという状況の場合には、判決が出た後でも分納をやって家賃滞納を防ぐという措置などはとっていますか。

○喜屋武博行住宅課長 判決が出た後には、基本的に一括納入をしていただくという方針でございます。

○嘉陽宗儀委員 一括納入ができないからそういう状況になっているわけだけど、分割納入で何とかということについては一切認めないということですか。

○喜屋武博行住宅課長 判決が出る前にはそういう対応をしていますが、一たん訴訟まで持ち込んで判決が出たものについては、原則そのような方針は対応しておりません。

○嘉陽宗儀委員 これは今後改善の検討をしてください。それから判決が出たけれども、これを不服として控訴された事例はありますか。

○喜屋武博行住宅課長 今までの中で事例は1件もございません。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、73ページの乙第36号議案について、御説明申し上げます。

本議案は、県営公園の指定管理者の指定をするために議会の議決を求めるものであります。

首里城公園の指定管理者については、土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。

その結果、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団が指定管理者の候補として選定されております。

また、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの予定であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 首里城公園について、従来の管理はどこで行っていましたか。

○**漢那政弘土木建築部長** 同じく財団法人海洋博覧会記念公園管理財団でございます。

○**嘉陽宗儀委員** 管理させる場合に、財政的な問題でかなり不満があるかのように聞いているんですが、従来の管理と指定管理をやる場合に、一律8割で指定管理しているんですか、財政的には。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 実質8割ということではないです。過去3年間の実績状況を積み上げて、それを踏まえて上限額を設定しております。設定した上限額よりも下回った形で応募をしているという状況でございます。

○**嘉陽宗儀委員** 実績は幾らですか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 例えば首里城公園につきましては、我々が提示しました上限額は1億5739万9000円でございます。

○**嘉陽宗儀委員** 指定管理しない場合には経費は幾らかかっていたんですか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** ほぼ同額でございます。

○嘉陽宗儀委員 ではほぼ同額で別に、これも8掛けて、その金額で指定管理をさせているということじゃないんですね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 そういうことです。8割掛けをしているわけではないです。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第37号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○漢那政弘土木建築部長 次に、74ページの乙第37号議案について、御説明申し上げます。

本議案は、県営公園の指定管理者の指定をするために議会の議決を求めるものであります。

奥武山公園の指定管理者については、奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、候補者の選定を行いました。

その結果、株式会社トラステックが指定管理者の候補として選定されております。

また、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの予定であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當山真市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 資料の14ページの中で、A団体は斜線を引かれているのは辞退したということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 辞退ではなくて、県の方針に基づきまして、2つのエントリーの場合には他の団体については点数を公表しないということにしております。

○吉田勝廣委員 そうすると3つか4つの場合はやるけども、2つの場合だけはやらないということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 それが運用方針になっております。

○吉田勝廣委員 その理由を聞かせてください。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 点数を公表すると、応募のときには公表でございますので、どの団体かというのはすぐ特定されるんですが、次回に備えて競合するときの点数の開きが仮に大きかった場合に、もっとレベルを下げてエントリーするということも考えられますので、その辺も含めて点数については方針の中では公表しないとしております。

○吉田勝廣委員 これは2団体の場合だけですよ。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 そうです。

○吉田勝廣委員 そうすると、1位と2位との差が次の入札のときに問題があるから点差はつけないと。その本人、A団体はそれは知っていますか、公表されないことを。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 点数は本人には通知しています。そして運用方針につきましては、県のホームページ等で閲覧することができます。

○吉田勝廣委員 皆さんの内部規定はおかしいんじゃないの。自分のA団体はわかるでしょう。これを見ればすぐ皆さんの目的としているのは崩れるんじゃない

ないですか、今の答弁だと。その点数の差があつて次の展開のときに問題があると言っているわけだから。この数字は公表されるわけだから。当然A団体はここに自分の点数を書けばこうこうだなあとわかるのは当然でしょう。公表しても差し支えないんじゃないかということをお願いしたいわけ。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 2位以下の公表につきましては、申請者が2者の場合は、団体名、点数を伏せるようになっていますが、これは財務状況等も反映されている審査点数が公表されますので、そのことによって選定に漏れた法人が不利益をこうむることを防ぐということが目的でございます。

○吉田勝廣委員 指定管理者の選定について、これは沖縄県全体、選考委員がいて選考するが、なかなか新しい企業が参入できない状況じゃないのかなと。ほとんど99%前の業者がとっていますよね。新しい業者はなかなか参入できないとか、選定から落ちるとか、こういう状況があるんじゃないのかなと。だから新しい企業、極端にいうと大手とか、そこからしか選定できないんじゃないのかと。入札制度からすると、指定管理者制度運用委員会で選考したからこれは皆さん守らないといけないけど、入札制度からすると同委員会というのは、新しい企業が入れないということになるわけだよね。すべて調査されるわけだから、点数によって。だから今沖縄県全部調べるとほとんど前の企業が管理しているわけよ。入札の公平からすると、額が決まればそれについて自分たちは管理は幾らでできるよと。入札の公平性を逸脱しているんじゃないかなと。うがった見方かもしれないけど。この辺は将来今のような指定管理者選考制度を続けるのか、また、新たな企業がそこに参入できる入札にするのか、この辺は僕は考える必要があるんじゃないかなと。現にデータが示しているわけだから。入札とは、指定選考制度とは何か、公平さとは何かとかいうときには、例えば、ある工事が10億円あつて、入札会社が10社くらいいますね。財務内容を全部調べて、選考を仮にやると、一番大手のほう安定性があるからお任せということになるわけ。そういう意味での指定管理者制度というの、ある程度入札制度の公平というのを選考制度でもって、基本的に変えなければ新しい人たちはできないと。持っている人、安定している人しかできないようになってる。公平な入札制度から逸脱しているんじゃないかなと僕は思うんだけどね。

○漢那政弘土木建築部長 御案内のとおり、指定管理者制度は今年度で3年目でございます、平成21年度から2回目の指定管理者制度の導入に入るわけで

すが、今おっしゃるように、基本的には公募でございますので、工事の指名競争のように、ある限られた数の企業ではなくて、チャレンジしたい、あるいは要件の合致した企業であれば、公募に参加することができるという意味では、土俵は広がってきたんだろうと思っています。ただ何しろ2回目でございますから、第1回目と同じような企業といいたいまいしょうか、経験を積んだといえますか、経営も安定しているといえますか、そういう企業が選定されたのかもしれませんが、基本的にはこれからももちろん指定管理者制度のあり方については、これからもっともっとの確な方向に向いていくんだろうと思っています。今の時点では、沖縄県全体の要綱に従って選定をしているという状況です。

○吉田勝廣委員 それもよくわかります。雇用や経営の安定とか、継続されて一番安定性があるだろうと。その反面、継続されて3年なり6年、9年、選考委員会はずっとこういう過程でいくと思うんですよ。そうすると入札制度は何かと。そこに行き着くのもあるんじゃないかなと僕は懸念しているわけですよ。今までのを見ていると99%同じところが選定されているわけですよ。入札そのものというか、自由な競争というか、選考委員会はこういうことを逸脱しているんじゃないのかなという懸念があるわけですよ。新参者はほとんど無理だね。この辺は将来どうするかということは考えておかないと。もちろん安定するのは結構だと思いますよ。だけど自由な競争の観点からすると、指定管理者制度そのものがある意味では自由な競争を阻害しているんじゃないのかなということを感じるわけです。新規のものはほとんど難しい。したがって大手しかとれないと。大手はまた下請に管理をさせるとか。そこは私の意見として聞いてください。

○漢那政弘土木建築部長 委員御指摘のように、力のある者、経営が安定という表現かもしれませんが、いずれにしましても、これから県内のたくさんの企業が入るためには、やはり場合によっては分割が必要なのかもしれませんが、いずれにしましても、次だと3回目になるわけでございますので、そういう制度の改善というか、そういうことにはもちろん行政側、管理者、県としても検討していくことになるんだと考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この議案というのは、簡単に言えば、奥武山総合運動公園は

株式会社トラステックに指定管理したいので、県を信用してそのまま認めてくださいという提案ですか。

○漢那政弘土木建築部長 御案内のとおり、公物の管理を委託する場合には、指定管理者を導入した場合には議会の議決が必要ということでございますので、県を信用するというのではなく、私どもとしましても第三者に指定管理者制度運用委員会を設置しまして、学識者に検討いただいて選定をしているわけです。そういうことで、信用してくれということよりも、土木委員の審査をお願いしたいということです。

○嘉陽宗儀委員 では、審査せよと言うんだから審査しようと思ったんだけど、何を審査するんですか。こういう会社はどういう会社なのか。どこと比較検討すれば、我々はこの会社が適当だと判断できるかな。そういう判断材料は何も提供されていないでしょう。ただ選定方法で、指定管理者制度運用委員会で諮りましたということはあるけど。この会社の正体もわからないし会社の規模も資本金もわからないし、従業員数もわからないし、ただ信用できますから議会はそのまま審査しないで通してくださいというやり方じゃまずいんじゃないか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 繰り返しになるかもしれませんが、指定管理者制度運用委員会は税理士や学識経験者等、第三者の方々を入れて、財務諸表とか執行体制、コスト縮減の観点等からいろいろ議論して選定していただいております。会社自体の概要については、同委員会では財務諸表もひっくるめてオープンにして審議していただいておりますが、この委員会で選定したところがそういう点数のもとに、複数の応募者をフィルターをかけられて選定してきたと考えておまして、その辺は審議というよりは、選定委員の中で十分審議されて選定されてきたと考えております。

○嘉陽宗儀委員 選定委員は十分審議をするのに、議会はこれでは中身を審議できないでしょう。そこで決まったから、議会の皆さん方は考えずに、議案として議会の承認が必要だから承認してくださいという提案の仕方は乱暴ではありませんか、土木建築部長。この議会を何と心得るかだよ。

○漢那政弘土木建築部長 選定結果の、株式会社トラステックの会社の内容が記載されていないという御指摘だと思いますが、基本的には指定管理者制度の

選定につきましては、指定管理者制度運用委員会において、それぞれの専門家が時間をかけて検討し、選定したものだとして認識しております。選定されたものを議会に提案をし、審議をしていただきたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長、議会は追認機関じゃないですよ。実質審査する機関でしょう、ここは。指定管理者制度運用委員会だけで審査して、議会では審査しないで皆さんは通してくださいという、こういう提案は乱暴じゃないですかと聞いているわけです。指定管理者制度運用委員会で審査すればそれで十分というのに、わざわざこっちに諮る必要はないでしょう、皆さん方は。我々が議論できないなら。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 団体の概要でございますが、所在地が沖縄県那覇市安里2丁目3番1号でございます。代表者が寺田正喜、職員数でございますが、この企業については既に奥武山総合運動公園の管理指定の実績としての団体でございます。前回共同企業体から株式会社に格上げし今回エントリーしてありますが、職員数が20名でございます。平成18年4月から前団体としてはTKSFという共同企業体でございました。これは現在の奥武山総合運動公園の指定管理者でございますが、県から指定管理者の指名を受け奥武山総合運動公園の指定管理に当たってきたところでございます。その経験から今後の指定管理者は施設管理能力のさらなる強化、利用者に対するサービスのさらなる向上に励むべくと考えて、特に公園、体育施設の管理者は何よりも安全管理能力に秀でたプロ集団という自覚のもとに申請したという沿革を書いております。業務内容としては指定管理者制度に基づく公の施設管理の受託、指定管理者制度に係るコンサルティング業務及びプランニング業務、公共及び民間の体育施設管理業務、スポーツ教室の企画立案運営業務並びに各種スポーツ指導業務、文化スポーツ等の催し物の企画、制作並びにその運営等に携わっている団体でございます。資本金は1000万円でございます。

○嘉陽宗儀委員 それで十分というわけではないが、この選定基準という説明資料は点数書いていますが、15点、60点、20点、80点と中身がわからないが何の意味ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 説明資料の15ページを見ていただきたいんですが、選定委員が4人おまして、例えば15点の配点で満点だと60点ということで、教育委員会のほうで設置した指定管理者制度運用委員会ですが、

1番目の県民の公平な利用を確保できるもの等それぞれ配点をしているということで100点満点という形の配点基準になっております。括弧は選定委員が満点をつけたときの点数でございます。

○嘉陽宗儀委員　そうするとこれは80点満点の15点、80点満点の20点ということになるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　委員1人当たりが持っている点数です。それは委員が1人15点満点で点数をつけられるということです。右側の14ページをごらんいただきたいんですが、4人の委員が1人持ち点15点で点数をつけたところ基準1については60点満点での52点、基準2については80点満点の66点、合計については400点満点について327点ということでございます。

○嘉陽宗儀委員　それでA団体のところは総合計だけはわかりますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　271点でございます。

○當山真市委員長　ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員　説明資料の13ページ、14ページですが、これは乙第37号議案だけだと思いますが、説明資料の中では次の乙第38号議案の問題も施設の名称の中に入ってきているんです。その中で選定理由については「奥武山総合運動場の設置の目的を達成するのに十分な能力と、県民サービスのさらなる向上が期待できる内容であると評価されました。」ということではありますが、今は我々が審査するのは奥武山公園の指定管理者の問題でありますので、そういう選定方法でよろしいのでしょうか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　これは選定理由のところは、奥武山総合運動場の後ろのほうで脱字がございます。申しわけございません。それと左側の選定基準を見ていただきたいんですが、2番運動場等、5番の運動場等の中に公園も入っていると。それでこの指定管理者制度運用委員会の名称ですが、奥武山総合運動場及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会ということで教育委員会で運用をしている状況でございます。

○平良昭一委員 となると一括して指定管理者の指定を選定したということになっているんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 奥武山公園の中に武道館、テニスコートあるいは弓道場という社会体育施設、これは教育委員会の所管でございますが、そういう社会体育施設がございますので、管理するほうとしては、あるいは県民サービスの観点からも一体管理が望ましいということで、候補者については前回と同様ですが教育委員会のほうで候補者の選定をしているということでございます。

○平良昭一委員 議案としては別々になっていながら選定の方法は一緒にしてやっていくというのは望ましい形ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 先ほども申しましたように、例えば武道館あるいはテニスコートの利用者が、現在の指定管理者の制度では直接利用者が公園指定管理者に赴いて許可を得て使うことができるようになっていますが、それぞれ指定管理者が異なるとグラウンドを使うのは別の指定管理者、球場は別の指定管理者ということで、管理するほうからも一体的効率的という観点からはまとめて選んだほうが我々としてはいいという判断のもとに、前回と同様に教育委員会のほうで選任をしていただいているということです。

指定管理料はあくまでも公園に係るだけの指定管理です。候補者は1本ですが、これはまた別の委員会、教育委員会のほうで施設の管理料、管理者として議案を提出してそれぞれ別個の契約で指定管理をしていくということです。ただし候補は先ほども申したように一体管理という観点から1団体に絞った候補者を選定しているということでございます。

○平良昭一委員 この辺なんです。いわゆる体育施設を管理する能力があるか公園を管理する能力があるか、先ほど嘉陽委員が言ったように会社の中身がわからないと判断できないんです。当然別々に指定管理者制度運用委員会を持つべきだと我々は判断しますが、その中で一つにまとめてやったというのであれば当然会社の中身を公表してもらわないと我々は判断できませんよ。会社の目的は商業登記簿謄本を見れば公にされているので、資料として上げるのは当然ですよ。こういうことをしないで審査をしなさいというのはおかしい。それと、本当に別々にやっていいものですか。例えば片や可決、片や否決になった場合に、この会社に対しての弊害と指定管理者制度運用委員会に対しての不都合が

生じませんかと気にしているんです。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 当然否決ということになれば管理者が別々になる可能性がございますが、そういう意味では非効率的になると思いますが、協定はそれぞれの議案ごとで別々ということがございますので、あくまでも指定管理者は別々と。ただし、繰り返しになりますが一体管理という観点からは奥武山総合運動場も奥武山公園も形としては一体的でございますので、やはり同じ管理者が望ましいだろうという趣旨から指定管理者制度運用委員会ではそういう候補者の選定をしているということでございます。

○平良昭一委員 そうであれば、一つにして最初から指定管理をさせたほうがいいんじゃないですか。そのほうが合理的になりませんか。同じ会社で2つの目的が達成できる能力があるならそうさせたほうがいいんじゃないですか。選定する方々に対して非常に不合理が生じる可能性がありますよ。私は奥武山総合運動公園の中にどういう施設があるのか十分に把握しておりませんが、こういう会社がたくさんあるのであれば、その中で指定管理者を募って指定管理者制度運用委員会に選定させたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 指定管理者制度運用委員会は我々も出向いて公園の概要、管理する対象もひっくるめてまとめて説明しております。そして教育委員会は教育委員会で説明していて奥武山公園と奥武山総合運動場いわゆる社会的施設をまとめて選定しているということです。奥武山公園も奥武山総合運動場も管理する能力のある団体が選ばれてきたということです。ただし、これはお金の出所がそれぞれ別々でございますので、協定はそれぞれで締結をしていくということでございます。

○平良昭一委員 奥武山総合運動公園の中に、ほかに指定管理者を指定している施設があるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園も同じような形でございます。

○平良昭一委員 そこもこの株式会社トラステックがやったほうが望ましいという判断ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 これは11月定例会のほうで議会の承認をいただきましたが、結果的には株式会社トラステックがそこも候補者の選定になっていますが、前回までは財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会のほうで公園と総合運動施設、別々の施設、教育委員会の施設でございますが一体的に管理をしているという事例はございます。

○平良昭一委員 今話を聞くと現実的に見て一つの会社にそれぞれやっってくださいと言っている感じとして受けとめられます。いわゆる中身は違いますが総合的には一つでやれるような会社がやっってくださいと言っているようなものです。その辺の観点をどういうふうに思って対処していくつもりですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園の事例、あるいはこれまでの奥武山総合運動公園の事例、ことしを入れて3年間の実績ですが、これについては提出した事業計画案のとおり、しっかりと管理していただいております。それでたまたま今回、前回と同様の管理者、そして新たな沖縄県総合運動公園についても同様の会社になりましたが、エントリーしている会社は複数ございますので、いわゆる体育施設、公園施設もひっくるめて一体的に管理する能力がある会社は複数いると。ただ点数の中で指定管理者制度運用委員会で選ばれてきたのはたまたまこの会社だったということでございます。

○平良昭一委員 いわゆるエントリーする会社が多くなるような方法をとっているという説明ですよね。それと総合的に判断して指定管理者制度運用委員会は一つの会社をひっくるめてやったほうが良いと、いわゆる説明がアンバランスになっている形にしか聞こえないので、県が求めているのは実際どういう形であって、どういう指定管理者をさせていきたいという具体的な中身を説明してもらわないといけないと思います。今一つの業者ありきになっているような感じがしてならない。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 公園はいろいろな種別の公園がありますが、沖縄県総合運動公園と奥武山総合運動公園については教育委員会の施設もたまたま入っているということで、県民サービスの観点から管理者はやはり一つのほうが良いだろうということで、社会教育施設の管理もできる、公園の管理もできるということでの仕様書に繁栄させて、応募してきている団体の中から指定管理者制度運用委員会が専門の立場で評価して選定しているということでございます。

○平良昭一委員 ではこの乙第37号議案、乙第38号議案は当然関連しますよね、乙第38号議案の中に何団体が来ているのか、同じ団体が来ているのかと疑ってきますよ。一括でやらせているという感覚はあるので。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 公園の単独の施設、いわゆる社会教育施設がない施設については土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会というところでやっておりますが、たまたま沖縄県総合運動公園と奥武山総合運動公園については社会教育施設も入っているので、それについてはやはりそれぞれで指定管理者を選ぶと別々の管理者になって、県民サービスからもよろしくないということで、指定管理者については両方の管理能力を備えた団体を選ぶということで、応募者は複数いると思いますが、その中から両方の施設、公園と社会教育施設を管理できる能力の高いところが選ばれてきたということでございます。

○平良昭一委員 では、今後もこのような体制の中で指定管理者制度に望んでいくということで理解してよろしいですね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 はい、一体管理が必要となる公園についてはこういう考え方で今考えております。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 15ページの資料の説明をお願いしたいんですが、乙37号議案の審査点数と提案額、上限額、現行額の説明をしていただけますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 上限額というのは県が示した額でございます。これを上限として管理料ということで、提案額は応募者が仕様書の内容の管理についてはこれだけの金額でできると示した金額になっております。現行額は平成18年、平成19年、平成20年の現在契約している額でございます。

○高嶺善伸委員 そうするとこれは施設の管理の現行額ではなく公園だけの部分の現行額ということになるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　そうです。

○高嶺善伸委員　そうすると点数は施設側の教育委員会が点数をつけて、予算はこれとは関係ない土木委員会の公園の金額となるわけですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　施設につきましては別途提案額がございまして、これについては奥武山公園の例でいくと指定管理料で大体85対15の割合で教育委員会が多い状況でございます。それで先ほども申し上げましたが運動施設と公園を一体的に管理する能力があるところが総合的な点数として高いということで候補選定をしています、その中で公園についての提案額はこれだけ、社会教育施設についてはこれだけという提示をしているということで、ここに掲示しているのは純粋な公園に係る管理のものであります。

○高嶺善伸委員　これは今後検討課題になるかもしれない。というのは教育委員会の専門家がこの施設に関する指定管理者を公募し審査をして、契約の相手方として適当な事業所を選任するわけで、その点数が327点だが、これについて施設はわかりますが、結果的にどのような管理をするかという点数はつけられないまま公園の管理のための予算は土木建築部が出すという感じに受け取れるんですが、そういうことになるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　点数は先ほど説明しましたが運動場等でございます公園もひっくるめての点数ということでございます。

○高嶺善伸委員　そうすると教育委員会の指定管理者制度運用委員会は施設だけではなくて公園も一体として審査をして、予算の出どころは公園に関しては土木建築部、施設に関しては教育委員会、だから乙第37号議案と乙第38号議案に分けるということになるんですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長　管理者が別々でございますので、そういうことでございます。

○高嶺善伸委員　先ほど平良昭一委員からも指摘があったんだけど、なかなかわかりにくい。土木建築部は公園の管理者を教育委員会の指定管理者制度運用委員会に任せて金を出すだけで、議案は土木委員会は乙第37号議案として出す、教育委員会は乙第38号議案のときに選定の結果も予算もあわせて説明で

きる、皆さんは選定の結果は教育委員会の同委員会の数字だけをもたらってくるので、そういうことになると公募していろいろな指定管理者の機会を与えるという意味ではなかなか公募の条件が難しくなるんじゃないかと、だからこれは教育委員会と土木建築部と一体的に管理すべき施設として指定管理者のあり方を今後研究したほうがいいと思いますが、どんなですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 教育委員会のほうの指定管理者制度運用委員会は先ほど申し上げたように奥武山総合運動場及び奥武山公園、両方の指定管理者制度運用委員会でございまして、その委員会へ直接我々が出向いて公園の概要等々の説明をしております。ですから当該委員会は社会体育施設だけの管理を選んでいるわけではなくて奥武山公園全体の中の運動施設、公園、これを一体的に管理する指定管理者としてどこがふさわしいかということの公募をしているということでございます。

○高嶺善伸委員 これは水かけ論でなかなか難しいが、今後とも施設と公園が一体ではあるが所管が違うので教育委員会と土木建築部と、どのようにしたほうがいいのか、透明性を確保できるような工夫を検討してください。これは要望しておきます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 予算があるんですが、例えば施設が修理を要するような損害が施設に出た場合には、この予算はこの中から出されるのか、それとも全く別なのか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 軽微なもの、例えば二、三十万、数十万程度のもは指定管理者のほうでお願いをしております。

○新垣安弘委員 そこの基準というのは設けられているのか、それともそのときそのときでお互い折衝しながらやるのか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 これは定まった指定管理者と協議をしまして、150万円ということで上限を設けて運営しております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 次に、76ページをお開きください。乙第39号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県が、大宜味村にかわって行う特定環境保全公共下水道の終末処理場の建設工事に要する経費の一部を当該市町村に負担させるため、過疎地域自立促進特別措置法第15条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

負担額は、当該年度の事業費から国庫補助金額及び県の負担額を控除した1508万円であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山眞市委員長** 以上で土木建築部長の説明は終わりました。

これより乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** まず1つは集落排水事業と、いわゆる特定環境保全公共下水道事業の補助率の違いを説明してください。

○**桑江良光下水道課長** 沖縄本島においては、集落排水事業が国庫補助率が4分の3です。2分の1は県が負担いたします。12.5%は県が負担、あとの12.5

%を市町村が負担ということでありまして、そして特定環境保全公共下水道事業は高率と低率がございまして、高率補助は3分の2、低率補助が10分の6でございまして。

○吉田勝廣委員 集落排水事業が効率的にはいいんですか。

○桑江良光下水道課長 通常の場合にはそういうことになります。ただ県代行制度を適用した場合には逆になります。

○吉田勝廣委員 資料の17ページに高率補助が3分の2、低率補助が10分の6と書いてあります。これは県代行事業の終末処理場と思うんですが平成20年度から県の事業が始まって平成26年度まで。そして大宜味村は平成18年度から平成19年度、平成20年度は大宜味村はなしと、それから平成21年度、平成22年度となっているわけですが、この区別を説明してください。

○桑江良光下水道課長 上のほうが県の代行事業になっており、備考のほうに実際事業を何をやったかというのを書いてございまして、平成18年度、平成19年度は高率補助がなく低率補助10分の6のところを書いてあります。だから平成18年度から始まっていて平成18年度、平成19年度は県の代行事業としては低率補助の事業をしていると。つまり基本設計や詳細設計など平成20年度から処理場の工事に着手して高率補助の分を実施しているということでございます。そして下のほうが村事業ということでやっております。

○吉田勝廣委員 そうすると国から補助金をもらうためには、基本的には村よりも県がやったほうがいいと。いろいろな条件がついているけれどもいわゆる終末処理場をつくるに関しては県が代行したほうがいいと。そしてこれまで竹富町など書いてあるけれども、そういうことを今後とも可能性があるのかどうか。恐らく各市町村、もしこれからそういうことをやろうとするんだったら集落排水事業が適用できないところは、特定環境保全公共下水道事業で県が代行できるかということをお願いいたします。

○桑江良光下水道課長 過疎市町村における下水処理施設の整備は、沖縄県過疎地域自立促進方針によれば、事業計画や技術力等を勘案し、県代行による事業の推進を図ることになっております。当該村のような自然公園における水質保全の観点から、下水道整備を促進することは個々の市町村にとどまらず、県

としても重大な責任を有しているため、当制度を活用することが適当であると考えております。そして実際、適用の条件としまして、過疎地域であるということと、財政力指数がございまして、それに該当する市町村がございまして、そして沖縄県は、沖縄県下水道等整備構想に基づいて事業をやっておりまして、それを勘案しますと国頭村が該当いたします。

○吉田勝廣委員　これから県が代行して終末処理場をつくる。管工事は市町村が10分の6で、低率補助を使ってやろうとしているが、今国頭村が該当するといふけど、その他の離島などで該当するところはあるですか。

○桑江良光下水道課長　沖縄県下水道等整備構想には基づかないで、財政力指数だけを考慮して、過疎市町村であって財政力指数だけを考えた場合には、該当する市町村はたくさんございます。

○吉田勝廣委員　ほとんど該当するんじゃない。資料の20ページ、過疎地域自立促進特別措置法、これに基づいていろいろのことをしようとしているわけですが、第15条第6項、経費については当該都道府県が負担する。その第7項で、ここをガッチャミカして、前項の規定にかかわらずということ、全部または一部を負担させることができる、ということを書いてあるから、恐らくこれに基づいて大宜味村との契約ということ、1500万円くらいのお願いをしているということですか。説明してください。

○桑江良光下水道課長　そういうことでございます。

○吉田勝廣委員　大宜味村は埋め立てしましたと。管渠を整備するためにはこういう特定環境保全公共下水道事業しか方法がないと。そして資料の17ページ、事業の総額ですね。5億6200万円のうち、国が約4億円、県が約4000万円、市町村がその他含めて約1億1800万円ありますね。県は約4000万円しか、しかといふとあれでしょうけど、出てないわけですね。この条項からするとフィフティ・フィフティではなくて、大宜味村の負担をもうちょっと軽減してもいいんじゃないかというのが1つ。もう一つは維持費ですね。県が代行してつくった終末処理場の維持費は、250世帯でやっているのだから大体の概算はわかりますか。

○桑江良光下水道課長　大宜味村の場合には平成22年度に共用開始予定でござ

いまして、平成22年度から平成25年度までの合計としまして、1150万円です。

○吉田勝廣委員 恐らく大宜味村は一般財源から下水道処理費を充当しないと
いけないと思いますね。ざっと計算しても1世帯当たり2000円を超えるんじゃないかというくらい。そういうことが計画としてある。県と大宜味村も計画書
にあるようにもちろん応分の負担をしないといけない。これがずっと同じよう
な形式でやっていくわけですね。その都度負担金を議論して。僕が今言いた
いことは、過疎地域自立促進特別措置法の第7項の、前項の規定にかかわらず
というところですね。経費の全部または一部を負担させることができるという
ところ。ここが今、県とフィフティー・フィフティー。もっと条項はあるかも
しれませんが、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に
関する法律も適用されていると思いますけど。このところを将来の大宜味村
の負担が大きくなるので、県がフィフティー・フィフティーじゃなくて3分の
2とか、こういうことが必要になるのではないかと。もちろん負担率の割合で
すよ。逆に県は総事業費では約4000万円しか出していないから。このところ
はもうちょっと愛情があっていいんじゃないかと思うんだけど。

○桑江良光下水道課長 なぜ村の負担が大きいかと申しますと、村としては管
渠の整備もあり、その分が加わって大きくなっております。そして何で県の方
をふやせないかと申しますと、国土交通省都市地域整備局長の通達がございま
して、市町村が負担するための要件という形で、大宜味村の場合には通達の中
の3つの要件に該当してございまして、それで2分の1以上という話になってお
ります。

○吉田勝廣委員 大宜味村は埋め立てするときに、ダムをつくる前は国策、県
策といって埋めてきた。今後下水道を整備することによって、さまざまな土地
の有効利用を図ろうとしている。僕が心配しているのは、簡単に250世帯がこ
こに来るかというのが心配になってくるんです、将来構想から考えると。平成
22年度運用開始というからあと2年くらいしかないですよ。そうするとこれは
かなり難しいのかなと。僕も昔はそういう仕事をしていたから。そういうこと
だと、恐らく本部町もこの下水道関係は財政負担がかなり厳しい。そうすると
大宜味村は財政がないところにこういうことで、一般財源からの財政負担をし
なければならない可能性がある。さっきの通達はいろいろあるかもしれないが、
なるべく当該町村は、国策や県策に従って埋立事業をやってきた。そして、こ
れから跡地利用をするために、また莫大な費用がかかっていく。また財政負担

が大きくなる。そこをもうちょっと沖縄県も国も含めて考える必要があるんじゃないかなというのが1点。2点目は、どうしてこうした下水道事業が低率補助なのか。県が代行すると高率補助になる。市町村がやるときはなぜ10分の6か。恐らく本土は10分の5だと思うんだけど、どうして10分の6の低率なのか。ここが大きな問題だと思う。普通は全部10分の8なのに、下水道事業だけがなぜ10分の6の補助率なのか。ここは下水道を整備しなくちゃならないというのはみんなわかりますね。美しい島とかちゅら島とか環境の水をよくしようとするわけだから。だけど10分の6というのは市町村の負担は大変なことなんです。広いし。そこを沖縄県が下水道事業に対して高率補助を求める。集落排水事業は先ほど言ったように4分の3。あとは県とフィフティ・フィフティ持つわけだから。また集落排水事業というのはやりにくいんですよ。そういうことを求めるべきじゃなかったのかなというのが僕の意見なんですよ。市町村の負担が大きい理由は大体わかりますけどね。この辺は土木建築部長、普通の施設と同じように求めるべき。学校をつくるよりも下水道するほうが維持費かけると大変なんだよ。その辺どう考えていますか。

○漢那政弘土木建築部長 補助率の話がございましたが、沖縄振興特別措置法による高率補助はあと3年間でございます。3年間で沖縄振興計画が終わるわけですが、次期の計画、例えば補助率をかき上げ要望するべきじゃないかという御指摘ですが、沖縄振興計画の検証を今企画部を中心としてやっているところでして、補助率につきましては、沖縄振興計画全般をにらんだ上で、県としては方針を決定していくと思われませんが、しかし下水道事業につきましても、こういう現状を企画部に申し述べていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 沖縄振興特別措置法で10分の6ですよ。僕が言っているのは、今の沖縄振興特別措置法では高率補助は普通10分の8ですよ。大体公共施設をつくる場合に、下水道事業だけ低率で安いわけですよ。もう一つ言うと市町村の焼却炉をつくる時も低率補助。どうしてそうなったか。2つあるわけ。下水道が10分の6だけで非常に低い。そこは沖縄振興特別措置法と関係なく上げるべきだと要求を出すべきじゃないかと。またさっき言った、財政力指数が0.4とか書いてるけどそれに該当するのはほとんどないさあね。みんな過疎地域で財政力指数は0.2から0.3くらい。すると全部国庫補助の可能性があるわけよね。また国頭村は、終末処理場だけ補助を受けているもんだから、後の管渠をやる時にはまた10分の6になるもんだから、なかなか市町村は単独で手をつけにくいわけ。ちゅら島とかちゅら海をつくる時には、どうしても下

水道が必要だとするんだったら、この辺にもう少し手を入れるべきじゃないかというのが私の意見だし、またこれから特定環境保全公共下水道事業を使った事業をするんだったら、市町村の持ち分もある程度緩和して、もっと抑えてやる必要があるんじゃないかと私は思ってるが。

○漢那政弘土木建築部長 当然県の財政も同じように厳しい状況なのは事実でございますが、いずれにしましても、市町村の負担ができるだけ軽減できるよう、そして下水道事業の恩恵の享受を過疎地域もできるように、市町村とこれから十分連携していきたいと思っております。もう一点、補助率の件ですが、おおむね10分の8で、道路なんかと比べて低いということですが、御案内のとおりもっと低いのもございまして、それから沖縄振興計画があと3年で終わるわけですが、やはりそこは補助金制度そのものも、交付金制度その他も含めまして、今後3年間ではドラスチックな改善、改革が制度的になされていくんだらうと思っております。そのときにやはり下水道事業の重要性は十分主張していきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 もう一つ、例えば都市計画で県がうるま市や沖縄市、那覇市も県が下水道管理しているでしょう。お金もきちっと出して。さっき言ったように県営団地と一緒にすよ。下水道事業は県が人口の多いところや都市はやっているけど、過疎地域や1万人や5000人の小さな集落は全部自分たちでやっているわけよね。そこにサービスの格差があるわけですよ。片方は県が管理して、片方は町村が管理するんだから。しかも財政負担は大きいわけだ。これはごみも一緒。だからこの辺の差別化、そういうところは県がもっと力を入れて、そこに目を配るべきじゃないかと、前の仕事のときからずっと調べ続けていたわけ。特に公共下水道は大変ですよ。ちゅら海を守るんだったらやっぱり高率補助でやって、各市町村がやるんだったらそれは高率補助でやるべきだ。それができないときには、県がもっと管理すべきじゃないか。例えば本部町から名護市、うるま市石川まで西海岸で管渠を引いてくださいと。そしたらホテルもみんな直結して入れますよ。恩納村は28キロメートルあるわけだから、自分でやりなさいといってもとてもできない。そういう大胆なことをやるべきじゃないかと。上水道はやったでしょう。国頭村からやって那覇市まで全部持っているわけだから。これを本部町から名護市まで引いてうるま市まで、これが公平じゃない、普通は。これは不公平。

○桑江良光下水道課長 最初の委員の質疑で、農業集落排水事業と県代行事業

をやった場合の事業の比較はどうという話がありましたが、ちょっと勘違いしまして、流域下水道事業と県代行事業の比較だと考えてしまいまして、農業集落排水事業と県代行事業だったらほとんど同じかなと。そして流域下水道事業と県代行事業を比較した場合、流域下水道事業は大分あれじゃないかというお話ですが、流域下水道事業の場合には市町村は流域の関連の公共下水道事業としてやる場合には低率補助が3分の2、高率補助が4分の3になります。これが県代行事業になりますと、低率補助が10分の6掛ける1.18のかさ上げがございまして、0.71になります。ですから0.67に対して0.71。それから3分の2の高率補助の場合、それも0.79ということで、県代行事業をやったら流域下水道事業でやるよりも県の負担が高くなります。ですから県の姿勢としては市町村の財政力や技術力も考え、下水道事業を推進していくためには県代行事業が必要でありますよということです。そして管渠を引くということに関しては、実際に費用を計算してみないとわからないと思いますが、沖縄県の場合には全体の汚水処理をどうするかということで、沖縄汚水再生ちゅら水プランというのをつくっておきまして、これが一番汚水を処理するために効率的でありますよということで、このプランにのっとって今事業を進めております。

○吉田勝廣委員 それは皆さんの考え方。だけど町村はそうはいかないところに問題があるのさ。自分で自前の事業をしないといけないわけだから。だからそれよりは県が引き取ってパッと管渠を引いて、そこに全部投入すれば、都市部はやってるのに。その計画をもうちょっと改めて、沖縄振興特別措置法も、今高率補助もあと3年でなくなるというけど、この下水道事業と焼却炉問題は低率補助なんだから、それは沖縄振興特別措置法を改正しなくても上げるべきだということを最後にお話しして、土木建築部長と下水道課長の決意を聞きたい。

○漢那政弘土木建築部長 再三申し上げていますように、あと3年でございます。検証も今しているところでございますので、もちろん下水道事業の重要性、環境、ちゅら海等につきましては守らなければいけない自然だと思っておりますので、重要性は十分主張していきたいと思っております。もう一点、補助率の話ですが、補助率が低いということは事業の意欲を損なうという部分もございまして、ぜひそこは内部でも検討していきたいと思っております。それから本部町から名護市、恩納村、うるま市石川のパイピングにつきましては、大変大きな構想として勉強させていただきたいと思っております。

○桑江良光下水道課長 下水道事業は観光立県を目指す本県におきまして非常に重要な事業であるよと。生活環境の改善だけじゃなくて公共水域の水質保全ということもあります。今委員から非常に重要な御指摘をいただき、ありがとうございます。ただよく下水道事業が批判されるのは、一般会計からの繰り入れが多いということです。これは最たるものは水洗化率が低いというのもございますが、使用料が適正になっていないと。今下水道使用料は全国の63%くらいです。だからその分も一般会計から繰り入れているという状況でございます。ですから下水道の重要性を県民に十分アピールしまして、適正な使用料になるよう努めていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 計画汚水量 1日300立米というのが説明資料にあります、これは何世帯分ですか。

○桑江良光下水道課長 250人分の水量でございます。ここは分譲住宅として50区画、1区画当たり3人、それが150人。それから公営住宅を予定しております、これが20戸。それが5人としまして100人ということです。ですから戸数とすると70戸ということになります。

○嘉陽宗儀委員 これはあくまで埋立地域にかかわる問題ですよ。その説明資料の中に、平成26年度に処理場増設を予定しているというのは、これは同じ地域の範囲内の話ですか。

○桑江良光下水道課長 そうでございます。

○嘉陽宗儀委員 将来幾らぐらいふえるという予定はあるんですか。敷地からいくと。

○桑江良光下水道課長 平成22年度までに分譲宅地を整備して急には伸びてこないだろうと。ただ公営住宅だったら処理場の共用開始に間に合わせて整備しますから入ると考えまして、それで平成22年度までに計画汚水量1日当たり300立米になっていますが、その半分の150立米をやりまして、人口がもっとふえていく状態になって、平成26年度にあと半分施設をつくるということでございます。

ます。

○嘉陽宗儀委員 当面は300立米じゃなくて150立米を整備して、平成26年度以降にあと150立米の整備をすると。二段階にわたって整備を進めるということですね。

○桑江良光下水道課長 そうでございます。

○嘉陽宗儀委員 この地域はこれでいいとして、大宜味村全体の公共下水道の整備状況というのは掌握していますか。

○桑江良光下水道課長 大宜味村は公共下水道はございません。全部浄化槽でございます。

○嘉陽宗儀委員 そうすると今後課題になりますよね。垂れ流しとかいろいろ環境問題で指摘しているわけだから。これについてここの整備をきっかけに、これは市町村が当然やるべきですけど、県の下水道担当としては進めていくということをしなないといけないと思うんですよね、それはどうですか。

○桑江良光下水道課長 汚水処理に関しては、担当は土木建築部だけじゃなくて、農業集落排水が農林水産部、浄化槽が文化環境部でございます。ですから三者が集まって沖縄汚水再生ちゅら水プランをつくっていますが、そういう中で検討していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄本島北部地域での流域下水道の整備状況というのはありますか。

○桑江良光下水道課長 ございません。

○嘉陽宗儀委員 流域下水道はどこまであるんですか。

○桑江良光下水道課長 沖縄本島中南部地域に人口が集中して、市街地が連担しているということで、沖縄本島中南部地域で流域下水道事業を実施しております。ですから西海岸は読谷村、東側はうるま市でございます。

○嘉陽宗儀委員 行政の恩恵を公平に受けるという意味では、都市地区は流域下水道、市町村は公共下水道を整備するけど、田舎はその必要はないということで整備計画はつくっていないんでしょう。

○桑江良光下水道課長 先ほどからお話ししています、沖縄汚水再生ちゅら水プランというのが全島をどう整備するかというプランでございます。ですから沖縄本島北部地域もどのような整備をやっていくかということが計画されております。

○嘉陽宗儀委員 スローガンが上げられているけども、具体的にいつまでに整備しようという実行の計画はないですね。

○桑江良光下水道課長 この沖縄汚水再生ちゅら水プランは、平成30年度を目標年度としておりまして、それまでにどういう地域をどういう手法で、つまり下水道事業でやるのか農業集落排水事業でやるのかという形での計画はございます。

○嘉陽宗儀委員 きょうの主である議題ではありませんのでこれ以上は聞きませんが、いつも感じるのは、田舎に行くのと浄化槽で、浄化槽も法律的にはちゃんと管理すべき義務づけがあるけど、ほとんどやられていなくて垂れ流しをするとか、そういうのがあるもんだから、観光立県という場合には沖縄本島北部地域のほうに観光に行くわけだからね。臭い沖縄本島北部地域を観光させるよりは、ちゃんと県の責任で環境を整備する計画をきちっと確立すべきという要望だけして終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 この処理計画の人口250人ということですが、この部分は公営住宅の分だけの人口ですが、企業誘致を挙げているわけですから、当然その部分に関してのものも含まれるべきだと思いますけど、その辺はどうなっていますか。

○桑江良光下水道課長 営業水量として原単位の中に含まれております。

○平良昭一委員 この部分は埋立地が広大なものがありますので、平成26年度に処理場増設が計画されているとおっしゃいますけど、先ほどからこの埋め立て以外いわゆる塩屋地区ですね。そこまで延ばすことは可能じゃないかなと思うんですけど。いわゆる県の下水道計画の範囲を広げることは可能なのかどうかお聞きしたいんですか。

○桑江良光下水道課長 大宜味村と調整した結果、塩屋地区は農業集落排水事業で実施したいということでございます。

○平良昭一委員 この埋立部分に関しては公営住宅は恐らく進んでいくと思うんですが、企業誘致の部分に関しては、管渠等の整備が行われないと実質上誘致ができない状況になり得るのか。それが完成した後に作業に入っていくかといけないのかなという、大分おくらせてしまう可能性があるかなと思うんですが、その辺の整合性に関してお伺いします。

○桑江良光下水道課長 例えばここに入ってくる施設といたしましては、村立診療所、保育所、物産センター、村民文化センター等があります。それが大体平成22年度から平成25年度にかけて入ってくるわけですね。それで平成26年度に施設を増設するということでございます。

○平良昭一委員 公的な施設はそれでわかるんですが、企業誘致に関しても動いているわけですね。それに関しては平成26年度の増設以後に着手するということしかできないですか。

○桑江良光下水道課長 平成26年度にはこだわりません。それに整合させて増設してまいります。

○平良昭一委員 これは大きな問題なんですよね。一般住民の方々に、これが運営できるというのはほぼ不可能に近いですよ。これまでの例からして、脆弱な町村では。そういう面では企業等の大きな財源をもって負担分を充てていかないと、不可能に近いんじゃないかと思います。これまで流域下水道の問題等もありますが、各市町村単位でやっているのもかなり一般会計からの持ち出しが多い。これが一番首を絞めているポイントですよ。特に本部町の場合、沖縄国際海洋博覧会という国家プロジェクトを計画するために強引に入れさせられた。それが今では完全に首を絞めている状態です。それを国家プロジェクトに

協力した方々がその問題で負担を強いられている。先ほど吉田委員からもありましたように、こういうのは全体で持つべきだと私は思いますよ。一自治体に任せて負担を押しつけるというのは大変不合理であると。国家プロジェクトに協力したというのがあるんですよ。そのために下水道を整備しないと誘致できないということ言われていたわけですからね。その辺を配慮する考え方と、今後の県の広域的な下水道事業の考え方、各市町村単位でやると赤字になって首を絞めていくんだというのは現実的ですから、その辺の取り組み方はどう考えていきますか。

○漢那政弘土木建築部長 ただいま、平良委員のほうから国家プロジェクト、沖縄国際海洋博覧会でしょうか、確かにその際に下水道を本部町が整備したと。その後、管理に大変御苦労されているということは重々認識しております。したがって、本部町としても海洋博公園を管理している財団法人海洋博覧会記念公園管理財団ともいろいろ調整、相談をされているということは聞いております。県としても何ができるか、本部町とも十分調整をして、できることにつきましては支援をしていきたいと思っております。

○桑江良光下水道課長 先ほどからお話ししておりますが、県内の汚水をどのように処理するかということで、市町村の意見も踏まえて、関係部局が集まってつくったのがこの沖縄汚水再生ちゅら水プランでございます。ですからそれに基づいて、これが一番、現在で汚水処理を整備するために効率的に考えられている計画でございます。基本的にはそれに基づいて、しかし社会的な状況がいろいろ変わってくるとお思いますから、そのときはまた見直しもしまして進めていきたいと思っております。

○平良昭一委員 大宜味村の埋立部分でこのような事業を取り入れて、運営自体は大宜味村が当然するわけですよ。それに関して、これは恐らく赤字ですよ。そういう現実的なものを将来的にどう計画されているのか。そして県内で単独でやられている市町村がちゃんととんとんでできている状況はありますか。赤字経営で一般会計から繰り出している地域を出してください。

○桑江良光下水道課長 経費回収率でですね、要するに汚水処理原価を使用料単価が上回っているのは、嘉手納町と北中城村がでございます。ちなみに那覇市は99.6%でございます。しかし、そのほかの汚水にかかる費用やいろいろありまして、今お話しした市町村も一般会計からの繰り入れがでございます。

○平良昭一委員 大宜味村のこの地域に関してはどう見えていますか。

○桑江良光下水道課長 先ほどの財政のお話を延長させていただきますと、沖縄県全体の平成18年度の下水道統計からですが、1立米当たり84円です。経費回収率が70.7%となっております。全国はと申しますと、使用料単価は133円で全国に比べて使用料単価は63%になっています。ですから個別にお話しするのは難しいんですが、使用料の適正化を図れば健全な経営もできるんじゃないかと思います。

○平良昭一委員 大変厳しい説明ですが、私が言いたいのは、こういう事業に関して下水道やゴミの問題はいつも切り離されて計画されてきているという中で、いつも後手後手に回ってきて、財政負担の一つの根源になっているという状況がこれまで大いにあるんですよね。計画する段階の中でこの辺を十分検討されていないといけない。そしてひとつ言いたいのは、先ほどから自然保護等の問題もありながら、山間部であるからと切り捨てられ、今はもうポンプアップなどもできる時代ですから、当然各自治体では経営不可能であるというのはパーセンテージから見てもわかるわけですから、今後大きな構想を持って対応していく状況がどうしても必要ですよ。先ほどから沖縄汚水再生ちゅら水プランができていますとおっしゃっていますが、今までどおりの都市部だけの計画ではなく、全体を見た中でそういう不合理を持たないようなやり方を考えないといけない時期に来ていると思いますので、その辺は十分計画して行ってほしいと思いますので、その辺最後にお聞かせ願います。

○漢那政弘土木建築部長 下水道の重要性はもうこれまで議論はたくさん出てきたわけですが、委員がおっしゃるように、基本的には財源的に負担のないようにということ而努力してきているつもりでございますが、やはり実態としては委員御指摘のとおり、一般会計から繰り出したりしているのが現状でございます。しかしながら下水道の重要性をかんがみますと、財政が赤字であってもやはり住民の生活環境衛生、ひいては観光等自然を守るという観点から、当然頑張っていきたい、またいくべきだと思っております。もう一点、壮大な計画でございますが、御提案があるようですが、現在私どもが策定したプランニングですが、当面はこれを続けるということでございますが、やはり委員が提案しております、これから大きな変革についてもずっと視野におきながら、下水道事業を推進していきたいと思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 資料17ページの事業費負担割合のところ、村負担金の徴収については村の意見を聞いた上でとあるんですが、率直なところ大宜味村は負担金も含め、どういう意見や要望をしておられますか。

○**桑江良光下水道課長** 市町村の意見、回答が23ページに載っています。負担額が1508万円ですがどうですかという感じでやりましたが、異議がないことを回答します、となっております。

○**高嶺善伸委員** 2行では異議がないと書いてあるが、私は率直な意見や要望を、長年責務と負担が続くので実際にやってみてどのような意見や要望があったのかと思い、この2行以外にはないですか。

○**桑江良光下水道課長** 調整の中で当初は事業費が膨らんでいたんですが、その膨らんでいるものをどうにか小さくしようということで今の方式にもって行って小さくしております。そういう要望はございますが、その他の負担に関して、県がもっと負担してくださいという要望はございません。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

漢那政弘土木建築部長。

○**漢那政弘土木建築部長** 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続陳情の処理概要につきましては、追加修正等はありませんでしたので、説明は省かせていただきます。

次に、新規に付託された陳情 7 件について御説明申し上げます。

まず、14ページの陳情第11号建築確認手続の円滑化に関する陳情について御説明申し上げます。

1 阪神・淡路大震災において、沖縄に多く見られるピロティ建築が甚大な被害を受けたことや、沖縄における建築の設計地震力が他県の7割であること等を考慮すると、県民の生命財産を守るため、ピロティ建築等、高度な構造計算を要する建築物については、ピアチェックが必要と考えています。

なお、3階建て以下かつ床面積が500平方メートル以下の小規模住宅については、県が、直接、ピアチェックを行うことにより建築確認の円滑化に努めます。

2 沖縄県建築設計サポートセンターについては、平成20年度から平成23年度まで構造技術者育成支援事業を同センターに委託し、支援していきたいと考えています。

3 事前審査制度は当分の間実施することとしており、平成21年2月2日から事前審査の運用を改善し、審査期間の短縮に努めています。

4 県内の構造計算適合性判定機関では、情報の共有化を図るため平成20年10月に構造計算適合性判定機関合同会を設置しました。県も、平成21年2月に同会議に参加しており、今後、情報の共有化や判定業務の迅速化に努めてまいります。

5 県内では、構造設計1級建築士は31名、設備設計1級建築士は20名が合格しております。しかしながら、法適合確認に専念できる体制が確立されていない等の意見があることから、県は、国及び建築関係団体と連携し、沖縄県建築設計サポートセンターにおける法適合確認の実施など適切な対策を講じていきたいと考えています。

次に、15ページの陳情第18号泡瀬干潟裁判の控訴費用及び泡瀬埋立関連の予算の削除に関する陳情について、御説明申し上げます。

泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件に関する住民訴訟について、県は、第1審判決を不服として、平成20年12月2日に控訴したところであり、控訴費用については控訴の際に支出済みであります。

泡瀬地区埋立事業は、沖縄市からの強い要請に基づき実施しており、市長も市の経済活性化へつなげるため、現在、工事を進めている第I区域については推進することを表明し、市議会においても圧倒的多数で事業の早期完成を求め

ております。

県としましては、現在、沖縄市において進められている土地利用計画の見直しは、平成12年の土地利用計画を検証するとともに、より経済的合理性を高めるために行われているものと認識しており、土地利用計画見直し後、早期に事業効果が発現できるよう、国や市と協力しながら事業を推進していきたいと考えております。

次に、16ページの陳情第20号真地久茂地線トンネル付近の住民に対する説明会開催を求める陳情について、御説明申し上げます。

識名トンネルは、真地久茂地線の一部として那覇市識名地内に位置する延長559メートル、幅員30メートル、4車線の眼鏡トンネルであります。

トンネル工事は、平成18年12月から着手し、平成20年10月には掘削が完了したところであり、今後、覆工コンクリートや舗装工事及び照明等の設備工事を実施し、平成21年度末の完成を目指して取り組んでいく考えであります。

トンネル工事の住民説明会は、南部土木事務所が、工事着手前に1回、工事着手後は施工業者主催による説明会を2回開催し、地域住民の理解と協力を得ながら工事を進めております。

要望のある説明会については、平成21年3月3日に、識名公民館において、寄宮側のトンネル抗口付近住民を対象に、トンネル開通後の環境予測・評価結果について説明会を開催したところであります。

説明内容としては、供用後の将来交通量1日約2万2000台に対する大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)・騒音・振動の各環境項目の予測と評価結果について、各項目とも環境基準等を満足していることを説明し、地域住民の理解と協力を求めたものであります。

住民からは、説明会範囲の拡大や環境保全対策等に関する質問がありましたが、県としては、供用後の交通量等の動向を調査し、環境基準等を満足できない事態が発生すれば、その状況に応じて対策を講じ環境保全に努めることを説明したところであります。

次に、17ページの陳情第24号公共工事の早期発注並びに建設工事入札における最低制限金額の引き上げに関する陳情について、御説明申し上げます。

1国の平成20年度第2次補正予算の成立を受け、沖縄県においても、土木建築部関係で約15億7000万円の補正予算を計上したところであり、昨今の厳しい経営環境に直面する建設産業の活性化を図るため、速やかな発注に努めてまいります。

また、平成21年度の公共事業予算についても、上半期における着実な執行に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

2 最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定されております。

県においては、最低制限価格はいわゆる公共工事契約制度運用連絡協議会モデルによる算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年4月に5%引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲内としたところであります。

また、低価格入札を防止し適正な工事の品質を確保するため、平成19年度から、従来の価格のみの競争に技術的な要素を加えた総合評価落札方式を導入するとともに、本年1月から設計金額の事前公表を取りやめたところであります。

さらに、最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定しており、審議の状況や答申を参考にするとともに、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、18ページの陳情第35号東部海浜開発事業の早期完成に関する陳情について、御説明申し上げます。

泡瀬地区埋立事業は、沖縄本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、埠頭や交流施設、ホテル等の誘客施設を一体的に整備し、地域特性を生かした国際交流リゾート拠点等の形成を図るものであります。

当該事業について、沖縄市長は市の経済活性化へつなげるため、現在、工事を進めている第I区域については推進することを表明しております。

また、沖縄市議会においては平成元年、平成7年、平成10年に全会一致で早期開発等に関する意見書を採択しており、平成18年及び平成19年にも賛成多数で早期完成に関する意見書を採択しております。

県としましては、地元の要請にこたえるためにも、早期に事業効果が発現できるよう、引き続き環境保全に十分配慮しつつ、国及び沖縄市と協力しながら事業の推進を図っていく考えであります。

最後に、陳情第36号及び陳情第37号につきましては、先ほど説明いたしました陳情第35号と同様の陳情内容及び処理概要となっておりますので、説明を省略いたします。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 14ページ、新規の陳情第11号建築確認手続の円滑化について、昨年12月末に業界の皆さんが宜野湾市にある沖縄コンベンションセンターで大会がありました。国会議員や県議会議員団もかなり出席しておりました。改正建築基準法から1年半がたったわけですが、混乱も少しおさまってきたかなという傾向があるとは言われておりますが、本県ではまだまだそうではないんじゃないかという感じがしております。その大会のときに、株式会社データ・マックス沖縄の宇地原忍代表取締役社長が基調講演をしておりました。ああいう状況を聞いていると、この改正建築基準法は沖縄にとって大変厳しい面があるなということを感じました。この改正建築基準法が日本全国をしっかりと見つめた法改正ではないんじゃないかなという印象を皆さん持ったと思っております。そもそも姉齒元建築士問題に端を発して出てきたものだという認識なんです。皆さんの要望に対する処理概要を見ると、阪神・淡路大震災あたりの教訓などがありますが、当然国民、県民の安心、安全を守るというのは大事ですが、今業界の置かれている立場を考えますと、これは日本一律の規制では大変じゃないかという思いがしております。まずそこについて県の見解を今一度お聞かせください。

○漢那政弘土木建築部長 改正建築基準法による影響は、委員はおさまったのかなということですが、実は平成19年度と平成18年度を比べますと、平成19年度は5カ年間の例年から比べますと、確認申請件数でいうと70%でございます。それから平成20年度と例年5カ年を比べますと、現在80%程度でございます。確認申請の件数につきましては今なお8割ということでございますが、それ以外の指標を使いますと、例えば新設住宅着工統計あるいは建築物の床面積等を比べますと、平成20年度の現時点では100%を超えているというところがございますので、経済に関する影響は和らいだのかなという、これはあくまで統計処理した数値の判定で、これが1点でございます。それからもう一点は、確認申請件数80%と申しましたように、まだまだ改正建築基準法による建築確認のおくれ、あるいはふなれというのがまだ残っているものと思います。したがって、そのおくれの最大の原因は、ピアチェックによる時間と私どもは考え

ております。したがって、ピアチェックの一部、3階建て以下で床面積が500平方メートル以下の小規模な住宅と呼んでいますが、アパートも入りますが、こういうものにつきましては県が、来年度の5月を目指しておりますが、直接ピアチェックを行うということで、建築確認の円滑化に資するものと考えております。

○嶺井光委員 この1番目の要請事項にある、鉄筋コンクリート3階建て、500平米未満、これは業界側からはピアチェックの対象にしてくれるなという要望なんですよね。しかし安全の確保とかの面から、県としては迅速な対応で何とかしようという話で、かなり食い違っているわけですよ。そこら辺が全国の中で沖縄の部分、実態、全国の中でも9割ほどがRC造であるという実態が見落とされているという現実があるわけですよ。法令をまた戻す、変えるというのはできないと聞いていますが、ただ迅速な対応で済ますということですごくいいのか、この業界の要望に対して食い違っている部分を、要望に沿った取り組みをしていこうという考えはないわけですか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほども説明させていただきましたが、阪神・淡路大震災ではピロティ建築物、マンションもそうですが、げた履きと呼んだりしますが、1階が駐車場で2階以上が住宅や事務所というピロティ建築が大きな被害を受けていると。それからもう一つは、私どもの県はほかの県の水平力とありますが、地震力ですね、それがほかの県の7割と、最初から低減された数値を使っております。地域の低減ですね。そういうことを考えますと、阪神・淡路大震災では5000名の方が亡くなられたわけですが、県民の生命・財産を守るためには、高度な構造計算が必要と言われている建築物については、やはりピアチェックが必要だろうと。ただ、ピアチェックが必要だからということで大変時間がかかっているわけでございますので、やはり一定程度のものにつきましては県のほうで審査をすることにより、円滑化に資するものと考えております。

○嶺井光委員 阪神・淡路大震災に持ちこたえるための構造的な基準というのはあるんですか。

○志村恵一郎建築指導課長 新耐震基準というのが現在施行されておりますから、それにまずのっかって構造計算をすれば第一義的には安全だと。それから今度の改正建築基準法で、ピロティ建築に対しての補強というものが盛り込ま

れておりまして、それに適合させることによってピロティ建築物の安全性を確保できると考えております。

○嶺井光委員 これまでの沖縄はずっとRC造できたわけですね。これまでも構造計算はされてきたわけですね。ああいう地震がなかったから持ちこたえているという見方になるんだろうと思うんですが。例えば何年確率だとか、先を見通した場合に、よく公共工事にしても災害や何やかんやで、何年確率だからこういう基準ですがつくりませんとありますよね。人の安全・安心をこんなもんで落ちつけるという考えではないけれども、こういうところの考え方というのはどうなりますか。

○志村恵一郎建築指導課長 地震の確率についてはいろいろと言われておりますが、先ほど申し上げました県内の震度係数、地震係数も、他県よりはちょっと低い数値を使っておる関係で、そういう構造計算をしっかりとやっていかなくは、財産それから生命などは守っていけないと考えております。

○嶺井光委員 いずれにしても、本県は全国の中でも家のつくりというのが違うわけですから、沖縄特例というのか、今の基準の例外措置とか、こういうことも求めていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺はどうですか。

○志村恵一郎建築指導課長 例外措置というのも大変難しいんですが、まずはとにかく基準の中に適合させるということが第一義的におかなくてはならないものだと考えておりまして、その中でいろいろな円滑化対策なども考えておりますので、それで円滑化を図っていきたいと思っております。

○嶺井光委員 阪神・淡路大震災を基準にすると、これはとてつもない費用をかけて安心、安全を守らないといけなくなると思うんですよ。よく費用対効果の話も出ます。だからといって安心、安全をないがしろにするわけじゃないですが、そういうバランス的な感覚のもとでこういう法令、しかも全国の中でかなり違いがあるのに沖縄のこういう実態を、ある意味見落とした、無視されたのかもしれないけど、こういう法令になっているんじゃないかという感じがしてならないんですが、行政側の県としてはこういう部分はどうか受けておられますか。

○志村恵一郎建築指導課長　そういうこともございますが、建築基準法の趣旨、目的としているのはやはり国民の生命、財産を守ることとございますから、今の基準に適合させていくということはとても大事なものだと考えております。

○嶺井光委員　これは余り深入りをしないほうがいいような感じがしますが、いずれにしても、では過去は何だったのかという話にも続けていけばなるわけですから、やはり国のこういう策であろうと、地域、地方に合った判断、配慮がされるべきだと思っております。これはこの一件に限らず、いろいろな面で言えると思えますから、ぜひ御配慮の上対応していただきたいと思っております。

次に行きますが、17ページのこれも新規の陳情第24号、公共工事の早期発注、そして最低制限価格の問題ね。まず早期発注について述べておりますが、この具体的な部分を示していただきたいんですよ。というのは、緊急総合対策としてやる部分があるはずなんです。単なる早くやりますという程度じゃなくて、具体的にここで御説明があればいいなと思っております。

○仲田文昭土木整備統括監　2次補正の部分につきましては、当然年度内に予算成立しておりますので、すぐ私どもは発注に取りかかっているところです。平成21年度がすぐ来ますので、補助事業の場合は国等に対して交付申請という、補助金を具体的にいただく申請の手続がございます。これにつきましては従来ですと4月以降にやっておりましたので、事前審査という形で年度内全部、平成21年度に予定している予算のものについてはすべて一括で事前審査していただいて、4月1日には交付申請の手続をしてすぐ許可を得るという方法をとりまして、それで一月でもいいから早目に発注ができるようなという取り組みを今やっているところでございます。

○嶺井光委員　最低制限価格を置く目的、ねらいは書いてありますが、不良工事の防止、あるいは適正な施行の確保、そしてもう一つ大事なものがあると思っております。公共工事ですから、こういうものでちゃんと経済活動に貢献するような一面があるべきじゃないかと思っております。そういうところの考えはどうなんでしょう。

○仲田文昭土木整備統括監　最低制限価格は、公共事業は従来ですと自由競争でございますので、安くいいものを調達するのが私どもの目的だと思います。その反面、価格競争に陥りますとダンピングとかがありまして、不良製品がで

きてくるあるいは現場管理とかがおろそかになるとか、下請に対する支払い問題とかがあるもんですから、ある程度の最低線を引かなければいけないだろうということの考えでもって、最低制限価格というのを導入しているわけでございます。反面、経済の関係で申しますと、私どもは下の線を引いているわけでございますして、残念ながら今過当競争というか、非常に公共事業が少なくなつて競争が高くなっているという反動がありまして、価格競争だけにしますとどうしても最低制限価格のところには張りつく傾向がある。それを1%、2%上げる方法は何かと言いますと、やはり価格だけじゃなくて技術評価とか、そういったものを含めて総合評価方式をすることによって、落札率を上げるということで、総合評価方式につきましても平成20年度から実施したところでございますので、どうしても実施したばかりで落札率は最低制限価格より少し上ぐらいになってはいますが、これがだんだん施行されることによって、国の例で言いましても、だんだんと落札率が上がってくる傾向がございますので、当面、来年平成21年度につきましても総合評価方式、これはある一定規模の工事からでございますが、それを平成20年度は50件程度やりましたがさらにふやして、総合評価方式を導入することによって落札率を高めていきたいと考えております。

○嶺井光委員 最低制限価格というのは企業の皆さんは相当意識して臨んでいますよ。ということは、私は前も指摘しましたが、設計額は適正額だと思っております、私は。だから限りなく設計額に近い請負契約のもとに、適正な施行がなされて目的物が納められる。そうすることによって設計で見られている労務単価や資材、あるいは下請のほうにいくこともあります。そのものが全体として経済活動にしっかり波及されていく。低価格になるほどすべて厳しくなるわけですからね。公共工事、発注する側がこういうステージをつくるべきじゃないかなと思うんですよ。何度も言っていますが、そういうことについての総論はどうですか。

○仲田文昭土木整備統括監 繰り返しになりますが、最低制限価格はあくまでも適正な品質確保、ある程度の利益を確保、最低限の線です。一方で業者、入札されるほうは、自分の会社の経営状況や得意な分野、そういった状況を積算して、自分らがちゃんともうけが出るようなところで入札すべきだとは思っています。では私どもはどういうことができるかと。価格競争だけを防ぐためにどういう方法があるかということ、やはり総合評価方式を導入して、1%でも2%でも技術評価をすることによって、落札率を上げていく方法が私ども発注者側のできることだと思っております。

○嶺井光委員 建設事業もどんどん減ってきていますよね。資料があれば伺いたいんですが、ここ10年あるいはもうちょっと前でもいいですが、ピークの時期に年間どのぐらいの事業費があったのか。それが現在は幾らになっているのかというのが資料があれば。

○上原兼治土木企画課長 予算額ですが、一般会計予算で申し上げますと、ピーク時が平成6年度の1560億6300万円、平成20年度で申し上げますと915億5500万円という数字になっております。

○嶺井光委員 相当減ってますよね。これだけ経済の動きが減るわけですから、これは大変な影響ですよ。こんな中でさらに今、低価格受注の環境で、本当に窮地に及んでいる業界。救えといったってお金を上げるという問題じゃないわけですから、公共工事を適正価格で受注していただいて、しっかり経済活動に貢献してもらおうという視点をぜひ持っていただきたいと思っております。

もう一つ伺いますが、設計積算の中に労務単価とかがありますよね。平成6年度のピーク時に労務単価が幾らだったのか、今は幾らなのか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 平成10年度と平成20年度の単価で御説明させていただきます。労務費の単価はたくさん種類がありますが、その中で普通作業員の単価で御説明しますと、平成10年度は1万9700円、平成20年度で1万2600円ということで、平成10年度に比べると0.64となっております。

○嶺井光委員 公共工事がピーク時は平成6年度、今のは平成10年度ですよね。それでもかなり労務単価も落ちていきますよ。あるいは資材もいろいろなものがありますから、どうこう今調べる必要はないですが、かなり実勢単価よりも中には安いんだという話を聞くこともあります。私がさっき、設計額というのは適正額であるという話をしたんですが、実勢資材単価が市場よりもかなり厳しい額であるという指摘があったり、この肝心の労務単価がこれだけ落ちていくということは、設計額でさえもこんなものですからね。請け負う企業というのはさらに最低制限価格の近いところしか落札できないとなると、皆さんが求める適正な施工というのが本当に確保できるのかという心配をすべきじゃないですか。どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほど委員もおっしゃっていましたが、土木整備統

括監からもありましたが、私どもが適正な価格というのは設計額で積算をしているわけでございます。設計額には適正な利潤率も当然加味されておりますので、私どもは最低制限価格を適正と思っておりませんし、委員もそうおっしゃっているように、私どもは設計額が適正な価格だという認識でございます。したがって、最低制限価格はもろもろ申しましたように原価割れ受注とか施工の確保、経営基盤の確保とか、そういうものを最低限確保するために線を引いているだけでございます、そちらが標準、あるいはそちらを頭においてやっているわけではありませんので、認識としては設計額は適正にされていて、それが適正な工事金額と思っております。

○嶺井光委員 これだけ労務単価が安くなってきた。さらに発注をして競争して、さらに削ってとるわけですからね。設計額で見られている平成20年度の普通作業員の1万2600円なんて支払えないわけですよ。そういうことになりませんか。設計額でこの額ですから、例えば最低制限価格の80%ぎりぎりですととったとしたら、この額を落とさないといえないということになりませんか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 労務単価について御説明いたしますと、労務単価は農林水産省と国土交通省で毎年10月に、1000万円以上の工事の中から無作為に抽出して、実際に請負業者のほうに調査票を送りまして、実際の調査をもとにして決定している単価でございます。

○嶺井光委員 それ自体に問題があると私は思っているんですよ。要するに、10年間で1万9700円から1万2600円に落ちてきた。この単価というのは調査をして反映されているわけですよ。一般企業の会社員あるいは公務員はこんなに落ちていますか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 労務単価というのは公共工事の積算に用いることを目的として調査しているものでありまして、それ以外の職種についての調査等はございません。

○嶺井光委員 私が言いたいのは、要するに建設業の普通作業員の労務単価がこれだけ下げられてきた。実際の調査というのは建設業の皆さんが調査して決まるわけでしょう。これだけずっとたたかかれて、低入札化してきて、工事を受注する。だから安い給料を払ってしか作業員の雇用ができない。こういうのが悪循環のような状態で、単価に反映されているという実態がないかという指摘

をしたいんです。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 これは実際に企業が支払った賃金を調査しているものであります。

○嶺井光委員 だから企業は下げて使わないといけない状態に追い込まれているということなんですよ。これでいいんですかと言っているんです。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 同じ答弁になりますが、実際に企業が払っている賃金を調査して単価を決定する以外に方法はないわけです。

○嶺井光委員 要するに低価格受注の関係があって、人件費で削るしかない。こういうのを実態として調査して反映していく。悪循環そのものですよ。こういう状況をぜひ打開してほしいという思いで、私は今質疑をしているわけですから、それも1つの方法としてまず設計額が適正額だと思っけていますから、設計額に限りなく近い、積み上がった額で受注できるようなことをすべきだと思っけていますから、まずここで指摘したいのは、最低制限価格を85%を90%にするとか、こういうことをすべきじゃないかという指摘をしたいんです。どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 先ほども説明させていただきましたが、最低制限価格の見直しにつきましては、今般設置しました沖縄県建設業審議会に知事から諮問することを予定しております。したがって審議の状況、それから答申などを参考に今後していきたいと思っけております。もちろん片一方では、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを今準用して作業をしておりますので、そのモデルの動向も注視してまいりたいという、両刀でございます。

○嶺井光委員 では90%に上げる考えはあるということで理解していいか。

○漢那政弘土木建築部長 最低制限価格の見直しを諮問するつもりでございます。90%にするしないとか、95%にするとか85%にするとか、最低制限価格の見直しについて諮問することでございますので、数値まで諮問するというわけではございません。

○嶺井光委員 見直しということは改善をするということで理解をしたいんだ

がいいですか。

○漢那政弘土木建築部長 同じでございますが、審議の状況、答申を参考にしていきたいと考えております。

○嶺井光委員 この沖縄県建設業審議会で、今の件はいつ諮問されますか。いつをめぐりにスタートしようという考えですか。

○漢那政弘土木建築部長 第1回は3月26日を予定しております。

○嶺井光委員 いつから適用するためにこの会議を持つんですか。

○漢那政弘土木建築部長 それは審議の状況、答申の内容を参考にして、県の考え方を決めると。それからもう一つは内部手続もございますから、答申だけですべてが決定するというわけではございませんので。

○嶺井光委員 既に3月ですから、新年度スタートとして急がなきゃならない。3月26日に同審議会を持つというのであれば、4月スタートができるのかなという期待をして終わります。

もう一つ、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというのは、このようにしなきゃならないという縛りがあるんですか。

○上原兼治土木企画課長 国土交通省のほうから通知がございまして、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルについて、各自治体においても必要な改正を行うようにという通知がございまして、我々もそれに沿って実施をしているところでございます。

○嶺井光委員 要するに、沖縄県は公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの範囲内でやっていますよね。ところが、長崎県は2月から既に90%に上げているんですよ。佐賀県は4月1日から上げるという報道がされています。ということは全く縛られるというものではないんじゃないかと思っているんですよ。我々ずっとこういう議論をしてきたんだが、県は公共工事契約制度運用連絡協議会モデルとしか言わない。全く踏み出せない。そこら辺の違いは何なんですか。

○仲田文昭土木整備統括監 公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを詳しく説明しますと、これまで例えば最低制限価格の上限は85%という。これはどういうふうに出てきたかと言いますと、過去の工事において下請に対する支払いもちゃんとやっている、品質も確保できている、ある程度利益も確保されているというのはどのラインで出てくるかということ进行调查したら、大体上限が85%なんです。あと工事によってそれぞれのものが違いますから、例えば舗装工事や道路改良工事、橋梁工事等ありますので、各工事によって直接工事費の何%、それから現場管理何%と細かい式がいわゆる公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式なんです。65%から85%のじゃあどこにすればいいかと、これは恣意的になってはいけませんので、根拠を持ってある程度の理屈を持ったもので計算するのが公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式なんです。それからするとこれはことし平成20年に見直しされていますので、これによって大分上がりました。そういうことがあるので、長崎県や佐賀県はどういうことでこれを上げたかわかりませんが、私どもは先ほど言ったように、最低制限価格の趣旨からして今のものが当面これでどうなのか、それでも請け負った業者が赤字になって大変だとか、そういったものであればまた時代のデータで当然将来見直す方向があるかと思いますが、我々は最低制限価格を決めるからにはそれなりの理屈を持っていなければいけませんので、いきなり90%とかそういう議論はちゃんと沖縄県建設業審議会のほうでやっていただいて、それをやっていきたいと思っております。

○嶺井光委員 要するに、縛りがなければ過去でもできたはずなんだと言いたいんですよ。既に県下で倒産企業もかなり出ていますよ。この5%の枠ですべてが救えたかどうかというのは疑問ではあるけれども。少なくとも公共工事を預かる皆さんが、そういう経済そのものをしっかり把握をして、少しでも対応を前倒ししてやるという姿勢は大事だと思うんですよ。土木建築部長からあったように、沖縄県建設業審議会で議論してもらおうということに期待して私は終わりますが、池間委員がまだまだ続けるはずですから、よろしく願います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
池間淳委員。

○池間淳委員 土木建築部長、お勤めになってから何年になりますか。

○漢那政弘土木建築部長 37年と8カ月くらいになります。

○池間淳委員 そのころの建設業と今の建設業を比べてみたらどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 昭和46年に当時の琉球政府に入庁しましたので、そのころのイメージというよりも、翌年昭和47年の復帰後からの建設業のイメージを申しますと、やはり沖縄県の社会基盤の整備を担っているという、それと高度成長の時期でございますので、大変力があつたと。それからきょうよりはあすはよくなると。いいものができる、いい道路ができる。それから企業も希望に満ちていたと思います。

○池間淳委員 あのころの建設業と今の建設業の待遇は全然違っていると思うんですよ。それは皆さん方が一生懸命育ててきたおかげなんですよ。やはり本土の企業に負けるなということで、大工事においてもJVを組ませてそれなりに技術をアップしてきた。トンネルもつくれるようになった。掘れるようになった。あれはほとんど本土業者だったですよ。そのぐらいのすばらしい皆さん方が育て上げた業者が、今度はやがて死ぬかどうかの瀬戸際に来ているんですよ。それは皆さん方も違約金の問題も今月請求するということなんですが、この件についてはどういう方法で請求するかわからないけれども、きちっと業者が納得するようにやらないと、後で大きな問題が起こってくるんじゃないかと思しますので、慎重にやってもらいたいなと、これは議題ではありませんから。

80%で皆さん方がずっとさせてきた。60%から80%まで。公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで平成18年から65%から85%になったので、それをそのまま採用するということが今答弁があるんですが、やっぱり85%ではどうしようもなかったということでしょう。公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで85%にもって行って、では85%でテスト的にやってみようやということじゃないですか。

○漢那政弘土木建築部長 当然、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの最低制限価格の見直しも経済状況、あるいは市場の状況、業界の状況等をしっかり市場調査した上で、合理的な説明がつく状況ですから、上げたものだと私どもは認識しております。

○池間淳委員 高度成長時代から、平成6年度には1560億円、今は915億円という形まできている。日本全体でもそういう形になっていると。約半分になっ

ているそうですね。その中においても、高度成長時代は80%でいろいろやってきたけれども、ここで下請に払うとか、あるいは会社経営が非常に困難だということで85%に上げたんじゃないですか。まずこれでやろうと。65%から85%に上げた根拠というのは、皆さん方はわかっていますか。

○仲田文昭土木整備統括監 平成18年に上げたときの調査で、その前はたしか昭和62年のときに、ちょっと定かではないんですが、以前にやったときは80%くらいでやって、最近平成18年のころにはデータも多くなってきたわけですね。いろいろな会社の状況とかデータが多くなって見直ししたときに、85%というのが適正なラインだということで、データを整理した結果がそうなる聞いております。

○池間淳委員 どのようなのが主に足りなかったということですか。80%では経営ができないということで85%に上げたということでしょうか、どういうところが主に改善されたんですか。

○仲田文昭土木整備統括監 どのようなふうにして調べたかと言いますと、先ほど言いました原価割れしていないかどうか、赤字が下請に押しつけられていないか、あるいは品質確保がちゃんとできているか、そういう視点で調べたら80%ではちょっと難しいという結果が出たので、80%から85%の間が線が引けるということで、それで見直したと聞いております。

○池間淳委員 皆さん方は現場の声を聞きたいと。現場で労務費1万2600円を払っているから、これを採用したいということで、一方では上等なんです、これは。現場の声を聞いてもらっていいなと思うんですが、今、沖縄県の建設業は皆さんに何と言っていますか。苦しいんですよ。85%ではどうしても経営できないと。90%でもできないと言っているんですよ。90%でも孫請まではできないそうです。孫請までもさせないといけないんですよ。いるわけだから。85%では下請はもうもたない。ですから賃金の支払いもできない。若い方を採用して育てることはできない。まず会社で育てないといけないんですよ。皆さん方が育ててきた会社が、皆さん方の後輩や技術者を雇用して、本土業者にも負けないような会社までどんどん発展してきたんですよ。それができない。どんどん落ちているんですよ。技術者もどんどん逃げているんですよ。皆さんもおわかりのとおり。まず雇用、ここ二、三年で若い技術者を採用した会社はどのくらいありますか。調査したことはありますか。高等学校や大学卒業して、土

木関係の技術者を新入生で採用したのはゼロに等しいはずですよ。

○上原兼治土木企画課長　そういった形での調査はやったことはございません。

○池間淳委員　私の調査ではゼロなんです。すぐ対応できる方々、どこかリストラされてという方々、すぐ現場で使えるような方々しか採用できない。若いのはどんどん県外に流出していく。若い技術がなくなってしまう。穴があきますよ、これはきっと。そういうことがないように、せつかく皆さん方が、漢那土木建築部長が37年8カ月のこの長い間で、本当に苦勞してつくった建設業の皆さん方を見殺しにするんですかと言いたいですよ。どう思いますか。

○漢那政弘土木建築部長　先ほど申しましたが、せつかく沖縄県建設業審議会が業界の代表、県民の代表、学識経験者、そういう三者が大いに議論して結論を出し答申してもらえらると思っておりますので、しっかり審議の状況、答申を今後見守っていきたく思います。

○池間淳委員　沖縄県建設業審議会は3月26日からスタートすると。4月1日に間に合わせてやるだろうということで、先ほども嶺井委員から質疑がありましたように。メンバーは何名を予定しているんですか。

○漢那政弘土木建築部長　13名です。

○池間淳委員　ぜひ業界の方々、いろいろな分野の方々の意見を聞いて、沖縄県の経済を支えている三本柱の1つですよ。37年間も育てた建設業なんです。これから仲田土木整備統括監が引き継いでまたやっていくでしょうが、皆さん方が現場の声を聞いたり、あるいは聞かなかつたり、そういうまちまちなことをしないで、現場の声を聞くんだつたら方向性を、一つの方向でもってやってもらいたいなと思うんです。これは建設業がこれまで85%、あるいはそれを割つたりして大変な苦勞をされているということも皆さん御承知ですから、このことだけはぜひ頑張って、公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの問題、これを守るといふことは言わないで、ぜひ沖縄県建設業審議会が答申されたものをきちつとやっていただきたいと思っております。建設業は80%、90%程度ということを行っているんですが、きょうかきのうの新聞で那覇市は、これは2月議会ではつきりしたということなんです、落札率は91.1%なんです。県は

何%ですか。

○上原兼治土木企画課長 平成20年度末で土木建築部発注の工事の落札率については、90.42%です。

○池間淳委員 90%いつているんですか。これは公共工事ですよ。何で85%でみんなやっているというのに90%なんですか。90.42%というのはどういう数字ですか。

○上原兼治土木企画課長 土木建築部発注工事の平均落札率です。

○池間淳委員 50万円や20万円というのもみんな率にして平均してやっているんですか。

○上原兼治土木企画課長 土木建築部発注の工事は1200件ちょっとございましたが、例えばA工事で85%とか、B工事で90%とかいろいろあるわけですが、その時々々の落札率を単純に平均した率でございます。

○池間淳委員 公共工事で85%で、それ以下で受けて建設業は苦しんでいるということを聞いて、陳情も90%近くにしなさいということを出ているわけなんですよ。何で90.42%もありながら90%にしなさいと陳情するのか。何か数のマジックでもあるんじゃないの。

○上原兼治土木企画課長 工事によっては100%近いのもございますし、低いのは八十二、三%とかもありますので、これを平均すると今申し上げた数字になるということです。

○池間淳委員 やっぱり数字のマジックだよ、これは。額にして全体の工事金、発注した工事金と受注された工事金の率はどうなっているの。

建設業が90%余りで受注しながら90%程度にということはしないと思いますから、これは85%以下でみんな請負をして困っているということなんです。ただ率はやはり数字のマジックじゃないかなと思ったんですが、全体の額から請負させた分は何%ということが出るでしょうから、それは資料をもらえばいいです。土木建築部長、那覇市のものは今言う皆さん方が出したデータと同じようなもので出されているということで理解しますが、ぜひ建設業の皆さん

方が、これは90%でも非常に厳しい、これで若い方々の人材育成ができるのかなということは、90%でも大変厳しいんじゃないかという話を聞いております。ですから設計価格は適正な価格だということを土木建築部長は今答弁されているわけですから、これに近い最低制限価格を逆にやるべきじゃないかなと思うんですよ。沖縄県から技術者を県外に余り出さないように、若い方々をぜひ県内の企業で育成できるような単価で、ぜひ工事をさせてもらいたいなとお願いをします。土木建築部長、本当に苦労して育てた業者を見殺しにしないように、土木建築部長の最後の御土産ですよ。決意を。

○漢那政弘土木建築部長 最低制限価格に議論が収れんしておりますが、私もはある意味では公共事業を発注する側という当事者でございますので、やはり県民の代表、学識経験者、業界の代表が大いに議論し、適正な最低制限価格の設定ができるものと、県民の理解も得られるという設定ができると思っておりますので、大いに議論していただきたいと。また県もそれを参考にしていきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まずピアチェックについて、陳情第11号ですが、これはいろいろ議論されていますが、私が今具体的に引っかかっているのは、建築業界の集まりの中でも言いましたが、例えば3坪の子供部屋をつくりたいという相談をしたら、設計士が構造計算できないと。まだ宙に浮いているんですよ。安全のためと言うけれども、3坪の家を安全確認のために半年近くも計算できないというのは異常だと思いませんか。1級建築士だから従来やってきているのに、今度の建築基準法の改正によってピアチェックしなきゃならなくなった。自分たちは構造計算ができるわけではないから、難しいということになっているもんだから、これは阪神・淡路大震災が来るわけじゃない。3坪の家に住んでいて、安全性の確認のために構造計算しなきゃ住めないというのは異常だと思うんですよ。

○志村恵一郎建築指導課長 構造計算の必要な建築物は、建築基準法の中の第6条で定められておりますが、2階建て以上で面積200平米以上となる建築物については構造計算が必要となってきます。今のお話の3坪という話はちょっとよくわかりませんが、横に増築するのか上に増築するのかということもござ

いまして、実態がちょっとわからないのでお答えはできません。

○嘉陽宗儀委員 私が言いたいのは問題提起ですよ。問題は、阪神・淡路大震災のときにああいう被害をこうむったけれども、沖縄はね、ウチナービケンという建築文化があるわけだから、どこでも自分の隣に勉強室つくろうかというのがあるわけだから、これについても安全確認のために構造計算が必要ですよ。ところが建築士は構造計算できる人が少ないもんだから、なかなかはかどらないと。これは県民に対する莫大な損害だと思うよ、僕は。そういうことでずっと皆さん方は構造計算をできる人を育てますだけでずっと済ますつもりですか。

○志村恵一郎建築指導課長 先ほど申し上げましたが、2階建て以上、200平米以上の建築物が構造計算が必要となります。

○嘉陽宗儀委員 僕が前相談したのは、2階建ての家で4坪くらいしかない、それも構造計算しなくてもいいのは20倍。だから80坪の家だったら構造計算しなくてもいいですよというのを、前にいろいろ教えてもらいましたよ。しかしちょっとした部屋をつくるのに、80坪も持っている人はなかなかいないわけだからね。実態としては子供が大きくなって勉強部屋をつくりたいという要望がかなりあって、このおかげでほとんど実現しないという差し迫っている重要な問題よ、私にとっても。

○志村恵一郎建築指導課長 新築は先ほど申し上げた200平米で2階以上だと必要だと。増築の場合は、既存部分が新耐震設計基準に適合しているか、昭和56年以前の建築物であるかどうか、そして増築する部分の面積が既存部分の2分の1以下なのかによっても基準がいろいろとございまして、そういうことで分かれておりますので、単純に必要、不要だというのは実態をよく見てみないとわかりません。

○嘉陽宗儀委員 本題は何を言いたかったかということ、建築基準法に基準とするとあるわけでしょう。この基準という意味は何ですか。

○志村恵一郎建築指導課長 建築基準法に適合しているということです。

○嘉陽宗儀委員 では適合の中身は。基準という言葉はどういう意味ですか。

○志村恵一郎建築指導課長 構造計算の基準というのが建築基準法に定めておりますが、その定めに適合させると基準が定めてあります。

○嘉陽宗儀委員 基準というのはあくまで目安であって、法律でいえば3段階あるでしょう。何々しなければならない、何々するものとする、何々することができる。基準というのは、そうしなければならないという規定ではないでしょう。

○志村恵一郎建築指導課長 建築基準法の目的のところでは定めがありますが、建築基準法という基準は、最低限の基準だと。最低限の基準を定めてあるのが建築基準法でございます。

○嘉陽宗儀委員 だから基準という言葉は目安でしょう。それを絶対に守らなければならないという問題じゃなくて、法律の用語をはっきり理解しないと。基準とするものとするのか、これを基準にして、面積や強度は幾らにしなければならぬになっているかというのと、見たらそうじゃないさ。皆さん方はもっと弾力的に適合確認の問題でもっと運用が現実的にあって、皆さん方の裁量でできるんだから、基準だから。

○志村恵一郎建築指導課長 その基準以上はないといけないということです。

○嘉陽宗儀委員 ではこれは宿題ね。もっと法律の勉強をきちっとして、基準の中身を理解してから6月議会までお預けだ。

この問題はそのぐらいいしてにおいて、さっきの公共工事の陳情の中で、設計書の積算単価が適正価格でありますという答弁がありました。それはなぜですか。そういう根拠はあるんですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 まず積算につきましては、国が積算の基準書を定めておまして、それを準用しております。それから労務単価につきましては先ほど御説明したとおり、公共事業労務費調査の調査結果に基づいて労務単価を決定しております。それから材料につきましても専門の調査機関へ委託をして単価を決定していることから、適正に積算していると考えております。

○嘉陽宗儀委員 私が問題にしたかったのは、今皆さん方が設計をやって価格

を決める場合に、各品物の標準価格をちゃんと積算して合計してやっていく。ところが材料費にしたって、東京都で買うとか卸で買うとか全部バラバラなんだから、それを絶対これが正しいですということはやはり言うべきじゃないと思うし、ある具体的な例を紹介して今質疑をしますが、ある住宅をつくるときに、建築士が積算した価格は1450万円。建築士が2つの会社にこの設計図面を渡して見積もりを出したら、1社は1680万円、1社は1800万円。この施主が別の建築士に頼んだら、1つは1200万円、1つは900万円になっているわけね。そこで、建築士が出した1400万円余りというのはどうして適正価格と言えるんですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 我々は標準的な公共工事の積算ということでやっておりますので、民間工事についてはうちのほうでは細かく把握しておりません。

○嘉陽宗儀委員 僕が言うのは、建築士の積算価格が正常価格ですという言い方をするから僕はおかしいんじゃないかと言っているのもあって、正常価格は今言った積算の問題で、正式な価格を決めればいいわけであって、そういう言い方をしないほうがいいだろうと思います。

さっき90%から上げろという自民党の委員の皆さん方からありましたが、私は以前にオンブズマンの談合の全国的な調査で、85%以上は談合であると。県の公共工事はほとんど、多いところは98%、99%で、ほとんど談合だろうと言って質疑をしたら、談合は1件もありませんと言った。しかしその結果、ほとんど公正取引委員会の調査で談合で、ああいうペナルティーになって多くの業者がつぶれるということになったわけでしょう。だから多ければいいわけでもない。しかし、本当にその業者が営業をやっていく保証をしなければならないという適正価格は僕は必要だと思うんですよ。公共工事も安ければいい、値切ればいいわけじゃない。やはり業者が成り立つためには必要だけど、ただ余りにも数字だけ追って、前指摘したように何%以上は談合と全国的な経験があるわけだからね。先ほどどこかの委員がやっていましたが、あれだけ気にして決めるべきじゃない。これはどうですか。さっき言ったように沖縄県建設業審議会の意見を聞いて決めていくと、もう一度きちっと答弁してください。

○漢那政弘土木建築部長 再三申し上げておりますが、最低制限価格については沖縄県建設業審議会へ諮問することを予定しております。日付も決まって、3月26日の予定でございますが、第1回の審議会でございますが知事から諮問

をすることを予定しております。再三申しますように、業界の代表の方、県民の代表の方、学識経験者、三者が審議することになりますので、審議の状況、答申のあり方を参考にして、県として方向を定めていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員　そうしてください。それからもう一つ、政治の金の問題で、ペナルティーを課された。成り立たないという業者が、政治献金を1000万円とか100万円とか、政治資金収支報告書を見ていたらあるんですよ。そういう人たちが政治献金するというのは、県民の税金で事業をするわけだから、こういうふうに使われたらだめだから、今後、公共工事を発注する場合には、県民の税金からもうかった政治献金をしないようにという、ちょっと勧告したらどうですか。

○漢那政弘土木建築部長　私ども土木建築部としましては、政治献金の方法につきましては担当部署ではないと思っておりますので、それについては答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員　最後に泡瀬干潟の問題で、公有水面埋立免許の場合にちゃんと自然環境保全を図る、貴重種の保全を図るということがありましたが、ところが現在は全く図られずに皆殺し、埋め殺しされているけど、その実態はつかんでいますか。

○新垣盛勇港湾課長　工事の施工に際しては中城湾港泡瀬地区環境監視委員会、あるいは中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会の先生方の意見も聞きながら実施しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員　その先生方の意見を聞きながら皆殺しにしているんですか、今。あの先生方は埋めなさいじゃなくて保存なさいと言っているのに、それを皆さん方は今埋めて皆殺ししているよ。

○新垣盛勇港湾課長　サンゴのことだと思いますが、ただ第Ⅰ区域の埋め立てにつきましては、中城湾港泡瀬地区環境監視委員会でも報告をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員　これもくどくど言ったらたくさんあるからやめておきますが、最後に、いつも問題なのは、県が沖縄市において進められている土地利用

計画の見直しの問題で、今沖縄市長が進めているんですが、この沖縄市の作業はどこまで進んでいますか。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市におきましては、昨年8月に土地利用計画の見直しに向けた調査委託業務を発注しております。そして市民からの意見を反映するための100人ワークショップ、市民会議の開催や有識者等で構成する委員会等の設置等により、地域の声を取り入れた土地利用計画の見直しを、平成21年度中には取りまとめる予定だと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 その進捗状況は把握していますか。

○新垣盛勇港湾課長 100人ワークショップにつきましては、既に3回開催いたしまして、その後市民会議や委員会を立ち上げる予定だと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 私は地元だからいろいろ聞いているんですが、市民の声を聞くというのは、中学生の子供たちを集めて聞いたり、夢のある話をしますよ。しかし、本当に実現性があるかどうかという議論を、ああいう声を聞いていたらまとまらない。今沖縄市で一番心配されているのは、沖縄市の中心市街地の活性化の目玉だったミュージックタウン音広場。これが来れば沖縄市は成功すると。ところが企業が出て行って、今ゲームセンターになって、沖縄市の中心市街地で看板だったものがこうなってしまうている。鳴り物入りで大宣伝した事業もことごとく失敗している。だから、今沖縄市が心配しているのは、今言った事業を計画しても、うまく成功するかどうかというのは全く保証がない。だからもめているんですよ。皆さん方は沖縄市が出したらこの事業計画は絶対大丈夫だという答えを出せますか。

○新垣盛勇港湾課長 そういう現在の社会経済情勢を見ながら、見直しを検討していると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 見直ししても、あんなに沖縄市は10年間かけて事業計画したけれども失敗した。これも早急にやって、最初の計画がペアになったんだから、今度成功するという見通しは全くないんだから。今当面は、少なくとも事業計画が出てくる間でも工事はストップしておくべきじゃないですか。

○新垣盛勇港湾課長 沖縄市においては平成21年度中には見直しを完了すると

いうことをございます。したがいまして、見直しについて県としましては、ちゃんとした経済的合理性が高まった見直しができるものと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長、行政は認識とか、思うとか、こういうのを余り使っちゃいけないんだよね。例えば子供はディズニーランドを誘致したいとか、いろいろ夢のある話をしている。それで今まとまりにくい。行政当局はいつまとまるかわからない。平成21年度と言いはしたもののまとまる見通しがない。であれば、私らは埋め立て反対だからはっきりしているけど、事業計画が煮詰まらない間だけでも、当面は工事をストップしておくべきじゃないですか。裁判の結果も出ているんだから。

○新垣盛勇港湾課長 事業計画につきましては、土地利用計画でございますが、沖縄市は平成21年度中にはまとめると言っておりますので、それはまとまるものと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今の陳情の案件じゃないんですが、過去の継続のもので、県側が努力義務があるのがあるんですよ。それを確認していいですか。古島団地の件をちょっと確認させてもらえますか。先日も予算特別委員会の総括質疑で少し聞かせてもらったんですが、あのときにうちの上里委員が取り上げた部分は、あれは聞いていて県も責任があるんじゃないかなと私は感じたんですが、その部分はその部分として、前回の土木委員会で協議会の設置とか、いろいろと県が取り組む課題がありましたよね、古島団地の件で。そこら辺の前議会の後の県側の動きをちょっと教えてもらえますか。

○喜屋武博行住宅課長 古島団地の再開発に係る推進協議会の件ですが、昨年来事業者、県、那覇市それから団地入居者代表、自治会が加わった推進協議会を設置したいということで、県のほうから働きかけを行っております。進捗状況でございますが、去年の段階で那覇市については了解ということで、あと事業者のほうに申し入れというか照会をしておりましたが、なかなか返事が返ってこなかったということでございまして、事業者のほうからは、入居者代表、自治会の方々の、入居者代表としての資格を確認したいということで、お互いやりとりをしていたようでございますが、事業者のほうにきちんとした回答が

返ってこないということで、結果事業者も県から呼びかけていることに対して回答を保留していたという状況が続いておりました。このため、ことしに入ってから自治会のほうにも、県から事業者のほうに呼びかけていることに対して、自治会の皆さんのほうから回答がないので、県のほうにも回答を保留しているよというお話をしましたが、まだきちんとした回答はお互いやられていないという状況で、なかなか進まない状況でございました。そのため、口頭で呼びかけてもなかなか進展が見られないということがありましたので、今月に入りまして正式に公文書で、推進協議会開催に向けて、どのような条件ならば皆さん大丈夫かということで事業者、それから入居者代表、自治会のほうにこちらから照会をかけたところでございます。今月末くらいには回答をいただく予定でございます。

○新垣安弘委員 一応動いているということで、この問題に関しては県がリーダーシップをとって進めていくということに関してはそのように理解してよろしいですか。

○喜屋武博行住宅課長 基本的にはもちろん認識としましては、事業そのものは民間事業者がきちんとおりますので、その事業者のほうで実施していただくというのが当然のことだと思いますが、残念ながら、いろいろな入居者との関係で、事業を進めるために現在入居者の方がいらっしゃいますので、どうしても事業者と入居者の綿密なコンタクトが必要だと思います。現在、聞きますと、なかなかそこら辺の意思疎通がなされていない状況だということでストップしているという、そういう側面もございますので、行政側も含めまして、事業者それから入居者が意思疎通を図るような場所という意味で、我々のほうから推進協議会を設置して、その呼びかけを行っているというところでございます。

○新垣安弘委員 この問題を解決するには、推進協議会はどうしても必要だと思うんですが、推進協議会の設置に関しては県が責任を持ってそこまでやると言えますか。

○喜屋武博行住宅課長 推進協議会の設置につきましては、何か法的な根拠があって、県の義務として実施するというものではないと考えております。事業者と旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会との協定の中で、より事業がスムーズに進むために、行政側も加わった推進協議会を設置することに事業者も同意するという一文がございましたので、行政側としても協力、支援をしていくとい

う認識でございます。

○新垣安弘委員 旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会の話が出たんですが、旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会には県も専務理事を送っていたわけですから、この問題に関しては同協会に県もかかわっていたということで、事業者と住民だけでなく県もやはり責任はあるということだとらえていいですか。

○喜屋武博行住宅課長 旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会への県職員の派遣につきましては、同協会側の要請に基づいて事務支援といいますか、業務支援といいますか、そういう目的のもとに県職員が派遣されたものと思っております。したがって、県といたしましては、業務支援を行ったということでございますが、もともと同協会という団体から要請がなければ、当然のことでございますが県のほうとしても派遣することはなかったということでございます。

○新垣安弘委員 では責任問題はおいておくとしまして、実際住民がいるし、問題があるわけですよ。間違ってもこれを事業者と住民だけの問題にしてしまって、県が途中で引くということはないですよ。

○喜屋武博行住宅課長 そういう意味で、できるだけ当初の事業がうまくいくようにということで、県としても関係者の意思疎通を図って、結果的に推進につながることができればと考えているところでございます。

○新垣安弘委員 恐らくこれは事業者と住民との間で、思惑や方向性が違ってきているんじゃないかと思うんですね。そこで両者の間に入って、県がどこの立場にしっかり立って、この事業をリードしていくかにかかってくると思うんですよ。そこら辺県としてはどういう方向に進めていきたいと思っておりますか。

○喜屋武博行住宅課長 県といたしましては、どこの立場とは言えないと思います。旧財団法人郵便貯金住宅等事業協会と事業者との間で協定書が交わされておりますので、できるだけその線で協定書に沿った形で事業が進むようにということになると考えております。

○新垣安弘委員 那覇市は今どういうスタンスでかかわっておりますか。

○喜屋武博行住宅課長 先ほど申し上げましたが、推進協議会の設置について、

まず最初に行政機関であるということで那覇市のほうに呼びかけをいたしました。那覇市は都市計画上の指導をするという立場も一方でありますので、この推進協議会も一緒にやっていきたいという考えのようでございます。

○新垣安弘委員 この問題は、県と那覇市とでは、この問題をいい方向に進めていく上で、どちらが責任が重いと思いますか。

○喜屋武博行住宅課長 どちらが責任が重いかというのはなかなか断定しにくい、よくわからないと言ったほうが正直なところでございます。

○新垣安弘委員 漢那土木建築部長にお伺いしたいんですが、この問題に関しては、県がリーダーシップをとって解決に向かうべき問題だと理解してよろしいですか。

○漢那政弘土木建築部長 協定書に沿った形で事業者ができるように、私どもは推進協議会を那覇市とともに設置をして、もちろん事業者と、財団法人郵便貯金住宅等事業協会はございませんので、入居者がおられるわけですが、私どもができるのは、そういう推進協議会の設置を考えているところでございます。

○新垣安弘委員 その推進協議会の設置に関しては、責任を持ってやり遂げるということで理解してよろしいですか。

○漢那政弘土木建築部長 推進協議会を県が義務というか、そういうことじゃなくて、推進協議会を県と那覇市、事業者、入居者ですが、それについて努力をしていくというスタンスだと認識しております。

○新垣安弘委員 この問題を進めていくに当たって、推進協議会の設置はぜひともやるべきことだと思うんですが、それに関してはどうですか。

○漢那政弘土木建築部長 事業者と入居者がまだテーブルに着いていないようでございますので、やはり私どもと那覇市が一緒になって、テーブルに着くような場を努めていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 事業者と住民代表がしっかりとテーブルに今着いていないから、それを着かせるためのリーダーシップを県がとるわけですね。それはめ

どとしていつごろまでに、この作業は。

○漢那政弘土木建築部長 これにつきましては御案内のように去年の6月から本会議でも議論がございましたし、私どもも那覇市や入居者、事業者にも働きかけているわけですが、いつまでにどうするというよりも、できるだけ早目にテーブルに着くよう、これからも努力していきたい。これはいつまでにやるというよりも、早目に実現していきたいと思っております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第24号について、もう一度適正価格について調査の方法から価格の設定の仕方を教えてくださいませんか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 まず工事費用を積算する場合に、積算体系、歩掛等がございます。それにつきましては国で定めている基準がございますので、各都道府県これを準用しております。次に労務費ですが、労務費につきましては国土交通省と農林水産省、それから都道府県を含めて、毎年10月に工事実施中の1000万円以上の工事を対象として、その中から無作為に対象工事を選び出して、実際に企業が労働者に支払っている賃金を調査いたします。それをもとにして各都道府県別に職種ごとに労務単価を決定しております。これは年1回ですが、場合によっては年2回することもございます。最近は年1回で継続しております。それから材料につきましては、年に2回専門の調査機関へ委託をして単価を決定しております。それから価格の変動が著しい鋼材等につきましては、毎月発行されている物価資料がございますので、それをもとにして単価を設定しております。それからうちが調査していないもの、物価資料にならないものにつきましては見積もりをとることによって単価を設定しております。したがって、我々としては適正な価格が反映された積算がなされていると考えております。

○吉田勝廣委員 2番目の労務費ですね、これは大体沖縄県ではどういう形で調べているのか。建設業界にも大小ありますよね。どの辺を調べているのか、それで大体何件調べているのか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 これは1000万円以上ですから、ランクでいえ

ば県でいえばC以上の業者が対象になります。ちなみに平成19年度につきましては、沖縄総合事務局それから沖縄防衛局、県の土木建築部、農林水産部、企業局、道路公団等の工事で、合計354件を調査しております。そのうち土木建築部の工事が124件含まれております。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは、現に請け負っている会社の賃金を調べているということだから、これは実際に払っているわけだから。会社には出すわけでしょう。企業に調査するんじゃないくて。この発注元に調査するんですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 工事を受注している業者に対して調査票をお届けして、それに賃金台帳から転記していただいたものを受け取って、それで集計しているということでもあります。

○吉田勝廣委員 これは全体、124件の会社ですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 平成19年度でいえば、土木建築部は124件であります。

○吉田勝廣委員 要するに124社を調べているということですよ。逆にいうと、A、B、Cで分けると124件のうち特Aは幾らかとか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 今ランク別の資料は手元に持っておりません。

○吉田勝廣委員 それは実際あるわけですね。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 データの控えはありますので、分析すれば調査することはできます。

○吉田勝廣委員 もう一つ、例えば平成10年で1万9700円、平成20年で1万2600円、差が約7000円ちょっとあるわけよね。この率が低くなった原因はどの辺にあると考えていますか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 公共事業の労務費調査は公共工事の積算に用いるために、特定の建設業者だけの労務賃を調べておりまして、それ以外の賃

金につきましては調べておりません。したがって、推測ですが、その時々
の社会経済情勢でそういう実態になったと考えております。

○吉田勝廣委員 それはわかりますよ。下がっているんだから。その時々
の社会経済情勢があつて。だけどこれだけの落差があるわけよね。公務員
の賃金というのはわかるでしょう。賃金の出し方、いわゆる人事院勧告。
建設業界だけがどうしてこんなに差が出てくるのかね。それを変に思わ
ないといけないんじゃないかと僕は思うわけよ。この7000円だって、平
成11年は幾ら、平成12年から平成13年は幾らと実際下降しているわけ
だから。それが工事費というか、僕がもう一回聞きたいのは、労働者
の賃金はその工事のうち何%を占めるのか。これは10年のうちにこう
して減っているわけですよ。すぐ減ったわけじゃないんだから。公務員
の人事院勧告というのと、こういう建設会社の日当、その中に何が含
まれるかわからないけど。引かれたりするのか。1日の所定内給与なの
か。保険も税金も引かれての賃金なのか、丸め込んでの賃金なのかと
あるわけですよ。比べるときにはいつもそういう比べ方をしておかない
と、ただ1万2600円ですねと言って、丸々もらえるのか、そこから社
会保険、税金を引かれてやられているのか、その辺ちょっと説明お願
いします。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 労務費に含まれる項目につきましては、
基本給と職種に応じた手当、賞与などが含まれております。

○吉田勝廣委員 だから大変なのね。ボーナスやいろいろな手当も含む。
さっ引かれたら8000円しかない、そういうことになるでしょう。今僕
が言いたいことは、適正価格を仮に労働者の賃金ベースからするとか
なり下降しているわけだね。その適正価格に労務費の占めるパーセン
トは幾らですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 工事費の中に占める労務費の割合の
データは、今手元に持っておりません。

○吉田勝廣委員 データはありますよね。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 あるかどうか確認します。

○吉田勝廣委員 手元にないと言ったんだよ。手元にないということは
データはあるということだろう。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 手元に持っていないということは、あるということではなくて、あるかどうかは確認しておりません。

○吉田勝廣委員 これは常識的にはあるのよ。労務費は幾ら、材料費は幾ら、適正価格は幾らとさっとわかるくらい。積算するとき。何%なのかということ。これが落ちれば、もちろん適正価格も下がるわけだよ。また労務費が、工事代金に占める割合が高ければ高いほど、労働者の賃金が下がっていけば、必ず適正価格は下がっていくわけですよ。だからそういう決め方ですよ。これは皆さん変だねと思ったことはありませんか。僕は仕事だから、公務員の賃金や労働者の賃金はよく調べますが、こういう価格のあらわし方は間違っているんじゃないかな。これが例えば都道府県で労働者の賃金が沖縄県が一番低いんじゃないの。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 今平成19年度のデータがありますが、九州・沖縄8県ございますが、沖縄県は2番目に高い数値となっております。

○吉田勝廣委員 その理由は何ですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 これは調査の結果がそうなっているということであって、その理由については調査しておりません。

○吉田勝廣委員 九州で2番目に高いという調査結果、そうすると沖縄の建築労働者の賃金は高いということだね、相対的に。恐らく福岡県が高いと思うんだけど。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 一番高いのは鹿児島県で、沖縄県が2番目です。

○吉田勝廣委員 今度は、相対的に沖縄の労働者の賃金と、九州各県の労働者の賃金は幾らですか。どちらが高いですか。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 公共事業労務費調査は日当を調査しております、個々の労働者の年収等については調査しておりません。

○吉田勝廣委員 労働者は一月もいるし、200日、300日働くのも、100日働くのもいるかもしれない。出し方の問題が積算にかかわるわけだから、大きな問題だねと思うわけよ。今僕が問うたのは、確かに日当は高いかもしれないが、一年の流れや、この流れの労働者の賃金からするとどうなんだろう。そこまで分析しないと。適正価格というのはそこまで分析しながらやらないと、僕は適正価格の出し方として問題があるんじゃないかなと思うわけですよ。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 公共事業に使う労務単価は国土交通省、農林水産省、都道府県を含めて、その2省庁で協定して単価を分析して決定しております。委員のおっしゃることにつきましては今後勉強していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 平成10年は1万9700円だった。これが全部適正価格に反映される。これが1万2600円になって、大体日当計算をして、沖縄の建築業で働く労働者は何名くらいと計算してパッと出して、よく言うじゃないですか、費用対効果あり、公共工事100億円をもってくることによって幾らの産業連関指数とかあってこれだけの経済効果が生まれてくるよと。出てくるわけでしょう。今みたいのは僕はちょっと雑だと思うわけよ。この計算の仕方は。仕事がないわけだから、10日働くのか200日働くのか、その賃金だけ計算したって始まらない。逆に30日働いたら賃金が高くなる可能性はある。継続していないから。保険も入らなくて結構だよという人は。しかも1000万円以上なんだからね。中・小全部ありますよ。ここの適正価格の決め方をやはり僕はもう一度沖縄県は分析する必要があるなというのが1つ。2つ目は、財源はもう問いませんから、さっき言ったように積算価格と労務費、材料費のパーセンテージを出していただければいいなということと、さっきの労働者の賃金で、何カ月働いているか。わかるでしょう、大体。Aという会社が受注したら公共工事を受ければ、その人たちはまた仕事がないからちょっと休むでしょう。継続的に仕事がないければ。沖縄の建築労働者の働く日数ですよ。これも調査する必要があるなと思うね。これは、そういうデータがなかったら調査をしていただきたいと思います。それから3点目に、さっき言った適正価格が、池間委員の議論の中で、1650億円くらいから900億円に公共事業が下がったということを言っていますね。するとその適正価格も確実に下がっていると。我々が最低価格を設定する場合に、そういうデータだけで計算していくと間違いを起こすんじゃないのかなと。そこは沖縄は沖縄のやり方、方法が必要だと思うんですよね。さっき池間委員が質疑したのは、パーセンテージで議論すると大きな誤りを起こす可能性がある

から、額で明示をするとよくわかりやすい。だから額で明示してくださいということを池間委員も言ったけど私もそう言いたい。さっきの日当制も、額で明示して、日数を掛けて、ではどうなんだろうと。調査は同じ方法でできると思いますから。

○比嘉和夫参事兼技術管理課長 労務費調査につきましては、2省庁で連携して全国同一の様式、調査方法で行っておりますので、沖縄だけ特別なのできるかどうかはちょっと勉強したいと思っております。それから労務費が下がったから適正価格が下がるということではなくて、労務費や材料費はあくまでも実際調査した価格を参考に単価を設定しておりますので、これが適正価格だと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第35号、第36号、第37号の処理概要をちょっと確認させてもらいたいんですが、陳情者の趣旨に沿って早期に事業効果が発現できるよう事業の推進を図っていく考えであると処理概要で述べていますが、これは今までの経緯から、平成12年の本件埋立免許及び承認の時点で、経済的合理性が認められているので、その計画で推進していくようにしていきますという処理方針ですか。どうですか。

○新垣盛勇港湾課長 平成12年の計画で推進していくということではございません。ちゃんと土地利用計画の見直しを現在沖縄市が行っておりますので、見直しを行って、社会経済情勢の変化に合わせた見直しをちゃんと行って推進していきたいということでございます。

○高嶺善伸委員 陳情第18号ですが、そういう意味では、平成12年の免許及び埋立事業にかかわらず、より経済的合理性を高めるために行われている沖縄市の土地利用計画の見直しに沿って、今後は事業を進めていくという趣旨ですか。

○新垣盛勇港湾課長 第I区域は沖縄市が土地利用計画の変更を進めておりますので、第I区域についてはその計画について、また沖縄市の計画のほうに県も携わって協力をしながら、国も一緒ですが、その計画をちゃんとつくって、それに沿って進めていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 微妙に違うんだけどね。陳情第35号以降の陳情は、これまでのいきさつから早期に事業をやってほしいということで、これは平成12年の埋め立ての目的に沿った埋立事業でやってもらいたいという趣旨ですよ。皆さんは処理方針で、そのように進めていきますと述べておりながら、陳情第18号では土地利用計画の見直しを前提とした対応をしていくというもんだから、両方が矛盾しているもんだから、どちらが本当の県の方針かということを確認するために聞いているんですが、その辺をはっきりしてくださいね。

○新垣盛勇港湾課長 確かに陳情第35号にはそういうことは書いておりませんが、方針といたしまして、土地利用計画の変更はちゃんとするというございます。

○高嶺善伸委員 もう一点ですが、そうすると控訴手続は12月2日に済ませました。沖縄市が平成21年度中に見直し計画を策定すると言っています。今回の控訴審で、沖縄市の土地利用計画がいつでき上がってくるかというのが大事なポイントだと思いますが、平成21年度中のいつごろまでに出てこないと裁判が戦えないという状況なんですか。タイムスケジュールで、これまでの一般的な控訴手続を含めて教えてください。

○新垣盛勇港湾課長 それにつきましては、今後の控訴審の進行のあり方によりますので、ちょっといつごろになるのかというのは今のところ想定できません。

○高嶺善伸委員 消去法でいくんだけど、平成21年度中ですので、平成22年3月いっぱいかかっても控訴審は大丈夫ということで、見直しのでき上がりの時期的な問題をちょっと懸念しているものですから、その辺についての一般的な控訴手続と見直し計画の提出というか、裁判で戦うためのタイムリミットというスケジュールが成り立つのか、成り立たないのか、この辺の皆さんの取り組みと見通しを教えてください。

○新垣盛勇港湾課長 先ほども申し上げましたように、裁判所のほうとも控訴審の進行について打ち合わせをしておりますが、その進行について、いつごろからやるかとか、いつまでかかるという調整はできておりません。

○高嶺善伸委員　ということは、すべて沖縄市の土地利用計画の見直し策定にかかっているということによろしいですか。

○新垣盛勇港湾課長　沖縄市の見直し作業がちゃんと完了すれば一番いいと思いますが、ただ見直し中でありましても見直しの状況や経済的合理性の説明をちゃんとすれば、控訴審では司法の理解は得られると理解しております。

○當山眞市委員長　ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員　陳情第24号、公共工事の早期発注についての関連なんですが、平成6年度におけるの予算が平成20年度に比べると半分くらいに落ち込んでいると、そういう実態ですよ。D企業から特A企業まで当時は何社くらいあったんですか。登録された分ですね。

○上原兼治土木企画課長　業種ごとにございますが、土木工事業で申し上げますと、平成19年度の全体が1992業者で、建設業許可業者数としましてはちょっと資料が古いんですが、平成18年度で5389業者となっております。平成7年度の建設業許可業者数は5150業者となっております。

○新垣哲司委員　業者は余り変わらないですよ。これは本当に会社が厳しくなるのもわかりやすいでしょう。大変ですよ。これをざっと見て、1件もとれないんじゃないですか。こういう業種あれした場合、全体で5000も会社があつて。

○上原兼治土木企画課長　今申し上げましたのは許可業者であつて、登録業者つまり格付された登録業者ではありませんので。

○新垣哲司委員　私はちょっと勘違いして、指名参加願いを出していないのは非常にわずかかなと思つたんですが、大分の数字があるみたいで、今公共工事に参加しているのを聞きたいんですが、平成7年くらいのピーク時と平成18年、平成19年と、携わっている会社が余り極端には変わらないんですよ。その辺はどうですか。

○上原兼治土木企画課長　今ピーク時という御質疑でございますが、先ほどの

数字からすると平成6年がピークということでしたので、平成7年の入札参加業者数が3068、平成19年度が2906となっております。

○新垣哲司委員 倒産、倒産といいながら、ほとんど倒産は少ないですね。どういうふうに工夫して生き延びているかよくわからないんですが、しかし今回の違約金の問題で、これは大変になるんじゃないかと。非常に沖縄の経済にも打撃になるし、会社ももしかしたらといういろいろな吹聴話が聞こえるわけなんですよね。その辺ですがやはり抜本的に立て直しをするには、ちょっと土木建築部長からその辺の所見を。

○漢那政弘土木建築部長 今違約金の話が出ましたが、損害賠償金につきましては県は企業の財務状況から、こちらに支払うことのできる金額を納付してもらおうと考えておりますので、企業が倒産してしまえばもう取るものも取れないわけですので、やはり企業の経営状況、財務状況を勘案しながら徴収していくという方針です。

○新垣哲司委員 やはり育てる立場にある県でございますので、しっかりまた会社の体力も見ながら頑張っていきたいなあと、それから体力をつけるために会社の合併は県は進めてませんか、どうですか。

○漢那政弘土木建築部長 統合や合併というのも一つの手法でございますが、やはりまだ創業者が多かったり、あるいは2代目が多かったりということで、合併の機運というのもやはり難しいところでございます。今私どもが非常に力を入れているのは新分野への進出です。建設業の方が建設業以外の分野に進出をするということは、うまくいきそうだというのを持っていますので、今それに力を入れております。

○新垣哲司委員 おっしゃることは、例えばさとうきびや畑を耕すとか、いろいろな形で土木業がそういうふうに参加しているというのは最近あるんですね。これを本業としながらも。事例があれば1つだけでも。

○上原兼治土木企画課長 平成20年12月末までの数字ですが、延べ73件の新分野進出の実績を上げております。進出の事例としましてはたくさんあるんですが、農林水産関係で魚の養殖、例えば海ブドウであるとか、畜産であればヤギミルクとか、それと環境エコ分野で言えば肥料、飼料等食品のリサイクルだと

か、土木材料開発ということで木材チップ舗装材の新商品をつくったり、そういったものがいろいろございます。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決方法について協議)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第20号議案沖縄県2級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例及び乙第21号議案沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第28号議案、乙第36号議案及び乙第39号議案の議決議案3件を一括

して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第28号議案、乙第36号議案及び乙第39号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、乙第37号議案指定管理者の指定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 我が党は、指定管理者については原則として全部反対してきました。ただし、指定管理を受けているところが社会的にも大きな役割を果たしていると明瞭なところについては、継続については賛成するということですので、首里城公園については財団法人海洋博覧会記念公園管理財団でちゃんとしているのでそれは賛成します。今回の場合は、僕は質疑の中でどういう団体かよくわからないと。前回の場合もこれは反対していますからね。よくわからないところに責任を持って委託して指定管理にするというのはやはり問題があると思います。しかも指定管理のねらいそのものが80%に経費を切って、さっき新垣委員から質疑があつて、施設管理に破損が生じた場合にはどうするんだと言ったら、受託した指定管理者が直すものだから、結構老朽化しているものが多いものですから、現場では非常に苦労しているということもあるので、そういう意味ではいろいろ問題が出てくる可能性があるんで、これについては反対します。

○**當山眞市委員長** ほかにありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第37号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。
お諮りいたします。
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**當山眞市委員長** 挙手多数であります。
よって、乙第37号議案は、可決されました。
これより陳情等の採決を行います。
陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。
お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。
先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情17件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 山 眞 市